6. 法学研究科

I	法学研究科の	教育目	的と	特徴	[•	•	•	•	6 - 2
Π	分析項目ごと	の水準	の判	断	•	•	•	•	•	6 - 3
	分析項目I	教育の	実施	体制		•	•	•	•	6 - 3
	分析項目Ⅱ	教育内	容		•	•	•	•	•	6 - 8
	分析項目Ⅲ	教育方	法		•	•	•	•	•	6 - 16
	分析項目IV	学業の	成果	•	•	•	•	•	•	6 - 26
	分析項目V	進路•	就職	の状	況		•	•	•	6 - 27
Ш	質の向上度の	判断			•	•	•		•	6 - 29

I 法学研究科の教育目的と特徴

法学研究科は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成 15 年 3 月、法学・政治学の基礎的・原理的な研究、およびそれと連動した先端的な研究に裏打ちされた知識の提供を柱とした、以下のような基本的目標をとりまとめた。

(1) 教育成果に関する目標

専門職学位課程法曹養成専攻(法科大学院)では、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、それを発展させていく創造的な思考力、具体的な法的問題を解決するために必要な法的分析能力や法的議論能力を育成する。

修士課程・博士後期課程法政理論専攻では、広い視野に立って精深な学識を修め、法学・政治学分野における研究能力を養うことを目的として、独立した研究者としての修養を積む教育を行う。

(2) 教育内容に関する目標

法科大学院は、幅広い教養を備え、法律に関する理論的・実務的知識を有し、厳しい倫理感をもった職業人を養成するために適切な教育を行う。

法政理論専攻は、法学・政治学に関する総合的な識見に加えて、原理的問題と現代社会への関心を共に備え、研究者となるに相応しい素養と能力を備えた人材を養成するために 適切な教育を行う。

(3) 教育の実施体制に関する目標

多様な目的をもった学生を教育する組織が併存する本研究科としては、これら諸教育組織の特性を有機的に組み合わせて全体として活力ある研究科の体制を整えることが求められている。高度な専門知識を備えた職業人を養成する教育組織の設置を契機として、大学院においても基礎的・原理的知識と先端的・応用的知識を自ら有機的に結合して現代社会の諸分野で活躍する人材を育成すべく、教育の実施体制を一層整えていくことが責務である。

(4) 学生への支援に関する目標

目的意識の涵養に意を用いるとともに、適切な履修指導を通して段階的・体系的履修に 障害が起きないように留意する。また奨学金等の情報を積極的に提供し、経済的支援を充 実させる。

増加しつつある留学生に対するサポート体制の一層の充実を図る。とりわけ留学生が研究科で学び博士号を取得して帰国することが可能になるように、留学生に対する大学院教育・研究指導を充実させる。

「想定する関係者とその期待」

法学研究科は、法政理論専攻においては、主として、(1)法学・政治学の高度な専門知識・研究能力・成果公表能力を身につけ、大学その他の組織で研究・教育活動に携わることを希望する大学院生およびかかる人材を待望する学界および大学など高等研究・教育機関の期待に、他方、法曹養成専攻においては、(2)将来法律家になることを目指して、法的分析能力や法的議論能力を身につけたい大学院生およびかかる人材を待ち望む法曹界の期待に、それぞれ応えようとするものである。

分析項目ごとの水準の判断 П

分析項目 I 教育の実施体制

(1)観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況) 法学研究科は、教育・研究の目的を実現すべく、法政理論専攻、法曹 養成専攻の二つの専攻を配 資料 I — 1 法学研究科大講座 専攻名 講座名 専攻分野一覧 … 「京都大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書

置する。

法政理論専攻は、研究者 養成を担ってきた4つの専 攻(基礎法学、公法、民刑 事法、政治学) が平成 16 年度に 12 の大講座からな る一専攻へと改編されたも のである (資料 I-1)。平 成19年度の授業担当者(資 料 I-2) が示すとおり、 広い視野に立って深い学識 を修め、法学・政治学の分 野における優れた研究能力 と教育者としての資質を涵 養するという教育目的に適 う教育課程を遂行するため、 必要なすべての科目を専任 教員が担当する体制をとっ ている。

第7号(2005	5年)」369頁	
専 攻 名	講座名	専 攻 分 野
	法史学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史
	法理論	法理学、法社会学
	外国法	英米法、中国法、ドイツ法、フランス法
	公 法	憲法、行政法、税法
	国際関係法	国際法、国際機構、国際私法、国際取引法
	民事法	民法、民事手続法、倒産処理法、裁判法務
法政理論	企業関係法	商法、企業法務、経済法、知的財産法
	社会法	労働法、社会保障法
	刑事法	刑法、刑事訴訟法、刑事法政策、刑事学
	政治史	政治思想史、政治史、日本政治外交史
	政治行政分析	政治学、国際政治学、比較政治学、行政学
	公共政策	国際政治経済分析、地域政治、政治過程論、公共政策
国際公共政策		
	法理論系	
	公法系	
	民事法系	
法曹養成	刑事法系	
	法実務系	
	法臨床講座	
	(協力講座)	

資料 I - 2 平成 19 年度 大学院法学研究科法政理論専攻 授業担当教員一覧 …出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平 成 19 年 6 月) 103 頁

授業科目	担			員
日本法史/日本法史研究			伊藤	孝夫
西洋法史/西洋法史研究	教	授	河上	倫逸
ローマ法/ローマ法研究	教	授	林	信夫
東洋法史/東洋法史研究		授	寺田	浩明
法思想史/法理学研究		授	亀本	洋
法社会学/法社会学研究	准教	授	船越	資晶
英米法/英米法研究		授	木南	敦
ドイツ法/ドイツ法研究		授	服部	高宏
フランス法/フランス法研究		授	横山	美夏
憲法 1/憲法研究		授	土井	真一
憲法 2/国法学研究		授	初宿	正典
憲法 3	准教			
立法学研究		授	大石	眞
行政法 1/行政法研究 1		授	岡村	周一
行政法 2/行政法研究 2		授	高木	光
行政法 3/行政法研究 3		授	芝池	義一
財政法/財政法研究		授	岡村	忠生
国際法 1/国際法研究 1		授	淺田	正彦
国際法 2/国際法研究 2		授	酒井	啓亘
国際機構法/国際機構法研究		授	位田	隆一
民法 1/民法研究 1		授	錦織	成史
民法 2/民法研究 2		授	松岡	久和
民法 3/民法研究 3		授	潮見	佳男
民法 4/民法研究 4		授	山本	敬三
民法 5/民法研究 5		授	佐久間	
商法 1/商法研究 1	教	授	洲崎	博史

授業科目		担	当	教 員	
商法 2/商法研究 2	教	授	前田		
商法 3/商法研究 3	教	授	北村	雅史	
企業法研究	教	授	森本	滋	
経済法/経済法研究	教	授	川濵	昇	
労働法/労働法研究	教	授	村中	孝史	
社会保障法/社会保障法研究	教	授	西村	健一郎	
民事手続法 1/民事手続法研究 1	教	授	徳田	和幸	
民事手続法 2/民事手続法研究 2	教	授	山本		
民事手続法 3/民事手続法研究 3	教	授	笠井		
国際私法/国際私法研究	教	授	櫻田		
民事法特別演習	教	授	山本		
刑法 1/刑法研究 1	教	授	塩見	淳	
刑法 2/刑法研究 2	教	授		佳奈子	
刑事手続法/刑事手続法研究	教	授	酒巻		
刑事学/刑事学研究	教	授	吉岡	一男	
政治学/政治学研究	教	授	的場		
政治思想史研究	教	授	小野		
政治史/政治史研究	教	授	唐渡		
日本政治外交史/日本政治外交史研究	教	授	伊藤		
国際政治学/国際政治学研究	教	授	中西	寛	
国際政治経済分析/国際政治経済分析研究	教	授	鈴木	基 史	
比較政治学/比較政治学研究	准教		島田		
アメリカ政治/アメリカ政治研究	教	授	待鳥		
政治過程論/政治過程論研究	教	授	新川	W - 7 -	
行政学/行政学研究	教	授	秋月		
公共政策/公共政策研究	教	授	真渕	勝	

他方、法曹養成専 攻(法科大学院)は、

「優れた理論的能力 と高い責任感を兼ね 備えた創造的な力を 持つ法曹を養成する ことを目標とし」、法 理論系、公法系、民 事法系、刑事法系、 法実務系及び法臨床 の6講座を配置する (資料 I − 1)。その 教育目的に適う教育 課程を遂行するため、 必要とされる教員が 専任教員、みなし専 任教員、兼担教員及 び兼任教員により確 保されている。学生 定員 600 名に対し、 専任教員として、平 成19年度は、専任教 員 41 名(うち実務家 教員5名)、みなし専 任教員5名(いずれ も実務家教員)の合 計 46 名を置く。なお、 その他に兼担教員 12 名、兼任教員 57 名を置く(資料I一 2)。教育上主要と認 める科目のほとんど が専任教員により担 当されており、その 授業負担も適切な範 囲にある。 平成 19 年度の授業担当者は、 Ⅱ-1に示すとおり である。

法学研究科の教員 は、資料 I — 4 が示 すとおり、18 の大講 座のもとに、教授 51 名、准教授 14 名、講 配置されている(平 成 19 年 5 月 1 日現

資料 I-3 法曹養成専攻教員組織(平成 19 年 5 月 1 日現在)…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) $106\sim107$ 頁

九件 / -	プ・賃付集(半	成 19 平 6 月) 106,0	107 貝	
分類	教員名	職名	分類	教員名	職名
専	笠井 正俊	教授	兼任	秋田 真志	非常勤講師
専	北村 雅史	教授	兼任	安保 嘉博	非常勤講師
専	酒井 啓亘	教授	兼任	天野 勝介	非常勤講師
専	酒巻 匡	教授	兼任	天野 佳洋	非常勤講師
- 専	佐久間 毅	教授	兼任	飯島 奈絵	非常勤講師
 専	芝池 義一	教授	兼任	石綿 学	非常勤講師
 専	初宿 正典	教授	兼任	伊藤知之	非常勤講師
専	洲崎博史	教授		今仲 康之	
号 専			兼任		非常勤講師
	高木 光	教授			非常勤講師
専	土井 真一	教授	兼任	岩佐嘉彦	非常勤講師
専	徳田 和幸	教授	兼任	上田 敦	非常勤講師
専	中西 康	教授	兼任	上野 達弘	非常勤講師
専	中森 喜彦	教授	兼任	太田 弘	非常勤講師
専	西村健一郎	教授	兼任	小野 傑	非常勤講師
専	堀江 慎司	准教授	兼任	加藤進一郎	非常勤講師
専	前田 雅弘	教授	兼任	鎌田 幸夫	非常勤講師
専	松岡 久和	教授	兼任	川﨑 政司	非常勤講師
専	毛利 透	教授	兼任	久保井聡明	非常勤講師
専	山田 文	教授	兼任	湖海 信成	非常勤講師
専	山本 克己	教授	兼任	小嶋洋太郎	非常勤講師
専	山本 敬三	教授	兼任	小寺 彰	非常勤講師
専	山本 豊	教授	兼任	齋藤 憲道	非常勤講師
専・他	伊藤 孝夫	教授	兼任	真田 尚美	非常勤講師
専・他	岡村 忠生	教授	兼任	佐野 寛	非常勤講師
専・他	亀本 洋	教授	兼任	杉野 由和	非常勤講師
専・他	川濵 昇	教授	兼任	曽和 俊文	非常勤講師
専・他	木南 敦	教授	兼任	高橋 司	非常勤講師
専・他	櫻田 嘉章	教授	兼任	武井 一浩	非常勤講師
専・他	塩見 淳	教授	兼任	棚橋 元	非常勤講師
専・他	潮見 佳男	教授	兼任	常木 淳	非常勤講師
専・他	服部 高宏	教授	兼任	戸塚 貴晴	非常勤講師
専・他	林信夫	教授	兼任	中井 康之	非常勤講師
専・他	待鳥 聡史	教授	兼任	長澤 哲也	非常勤講師
専・他	村中 孝史	教授	兼任	中島徹	非常勤講師
専・他	横山 美夏	教授	兼任	中村 和雄	非常勤講師
専・他	吉岡 一男	教授	兼任	西岡 繁靖	非常勤講師
実・専	中田 昭孝	教授	兼任	西村健	非常勤講師
実・専	濱田 毅	准教授	兼任	長谷川宅司	非常勤講師
実・専	松田一弘	教授	兼任	畑守人	非常勤講師
実・専	村上光鵄	教授	兼任	平尾 嘉章	非常勤講師
実・専	森川 伸吾	教授	兼任	平野 恵稔	非常勤講師
実・み	飯村佳夫	教授	兼任	藤井司	非常勤講師
実・み	川畑 正文	教授	兼任	藤井正大	非常勤講師
実・み	清水正憲	教授	兼任	藤川義人	非常勤講師
実・み	豊田幸宏	教授	兼任	船橋 恵子	
<u></u> 実・み				増市 徹	非常勤講師
<u>_夫・み_</u> 兼担	長瀬 敬昭 伊藤 之雄	教授	兼任兼任		非常勤講師
	伊藤			増田 勝久 耳野 健二	非常勤講師
<u>兼担</u>		教授	兼任	1	非常勤講師
<u>兼担</u>	岡村 周一	教授	兼任	村上 正直	非常勤講師
兼担	齊藤 真紀	准教授	兼任		非常勤講師
兼担	曽我部真裕	准教授	兼任	森川 智代	非常勤講師
<u>兼担</u>	高山佳奈子	教授	兼任	森下 国彦	非常勤講師
<u>兼担</u>	寺田 浩明	教授	兼任	安木健	非常勤講師
<u>兼担</u>	戸田 暁	准教授	兼任	安田 拓人	非常勤講師
兼担	錦織 成史	教授	兼任	吉田 誠司	非常勤講師
兼担	橋本 佳幸	教授	兼任	吉田 肇	非常勤講師
兼担	船越 資晶	准教授	兼任	吉村 良一	非常勤講師
兼担	森本 滋	教授			
a (t) Views I HH		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) F-H-16	t+t+ +>	>

※分類欄は、設置認可・設置届けの手引き「専任等の区分」の表記を引用。

在)。教員一人あたりの担当科目数は、約5科目である(学部・大学院を含む)。専任教員の出身大学・大学院別にみた配置状況は、資料I-5が、教員の年齢構成は、資料I-6

があに内実教を成特授ます付、改やする法に別設を事別のたる。いを家養を備攻教制、な合いを教採しの授度を対して全教採しの授度をでして全教採しの授ををし国体曹伴准しのので員の、人制養い教をしている。

区	分		教 授	准教授 (助教授)	講師	助	計	充足率
平成 15 年度	定	員	61	30	1	10	102	82.4
十八 13 千茂	現	員	49	12	3	20	84	02.4
平成 16 年度	定	員	69	30	1	9	109	00 1
平成 10 平及	現	員	55	17	2	22	96	88.1
平成 17 年度	定	員	69	30	1	8	108	89.8
平成 17 平及	現	員	58	18	1	20	97	69.6
平成 18 年度	定	員	63	30	1	8	102	87.2
十八 16 千尺	現	員	53	15	1	20	89	67.2
平成 19 年度	定	員	63	30	1	8	102	82.3
十八 19 千尺	現	員	51	14	1	18	84	82.3

用もより一層の充実 資料 I - 4 教員定員の充足状況…出典:大学機関別認証評価 自己評価書を図っている。平成 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 106 頁 17 年度にはサバティカル制度を導入した。

法学研究科には、教育研究支援者として、事務職員 39 名(事務長 1、総務・会計・教務 関係 24 名、図書室関係 14 名、うち非常勤職員 17 名)が配置されている(平成 19 年 5 月 1 日現在)。

資料 I - 5 専任教員の出身大学及び大学院

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

					現		学		部					大	: 🖺	学 隊	記					
					5元		他					修 =	上 課	程			博 -	上 課	程			
	職		名		員数	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	備	考
教				授	57	42	13		2		29			1	4	27	2		1	2		
内	女	性	教		3		2		1			1		1		<u>~</u>	<u>-</u> -		<u>-</u>			
准		教	-	授	14	13				1	6				1	5						
内	女	性	教	員	4	3				1					1							
講				師	1					1					1							
内	女	性	教	員	1					1					1							
助	教	•	助	手	18	11			3(1)	4	14		1			11					(1)は短大2	女で内粉
内	女	性	教	員	6	2			2(1)	2	4		1			3					口がる位入。	十 ()] 刻
		計			90	66	13		5(1)	6	49	5	1	1	6	43	2		1	2	(1)は短大2	交で内数
内	女	性	教	員	14	5	2		3(1)	4	4	1	1	1	2	3			1		(1)14 ML/C-	一〇门荻

- ※ 上の表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部教授 6 名も含まれる。
- ※ 助教のうちの1名が、京都大学と公立大学の両方の大学院修士課程の修了者であり、両方の欄において1名として算入してある。
- ※ 京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 15 名である。
- 出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 108 頁

資料 I - 6 専任教員の年齢構成(人)(事務部資料による)

	教	授 (うち実務家教員)	准	教 授 (うち実務家教員)	講師	助教・助手	計
61 歳以上	9	(2)				1	10
56 歳~60 歳	8	(1)				1	9
51 歳~55 歳	8			-		1	9
46 歳~50 歳	15	1	1		1		17
41 歳~45 歳	9		1	(1)			10
36 歳~40 歳	8	(1)	2			3	13
31 歳~35 歳			7			2	9
26 歳~30 歳		!	3			8	10
25 歳以下						3	3
計	57	(4)	14	(1)	1	18	90

※平成19年4月1日現在の年齢による

出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 108 頁

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、学生からの申し出に応じて、指導教員や教務委員、教務担当事務職員を中心に誠実に対応しており、さらに、大学院生団体との協議・意見交換を随時行い、学生のニーズを把握することに努めている。 開講科目、科目内容 (シラバス)、履修登録者 (数)、成績等のデータや資料については、事務部において蓄積・保存している。

法曹養成専攻では、専攻会議において教育状況に関して議論するとともに、とくに教員懇談会(FD会議)を学期ごとに開催して、学生の履修状況、成績、教育内容や方法の改善等に関し、学生の要望や各教員の意見が反映されるよう議論を重ねている。また、教務委員会においては、学生の履修状況や成績状況に関してより緻密な分析を行い、新たな科目の開発や制度改正の必要性などについて議論し、教員懇談会での議論の基礎的資料を作成している。また、各授業について、学生からアンケートを行う形で授業調査を行っており、各授業への学生の要望を汲み上げる体制をとっている。回収した調査表は各担当教員に渡すとともに、教務主任及び副主任がすべての調査表に目を通し、教務委員会においてその

結果に関して検討する一方、FDの一環として教員懇談会でも検討に付している(資料 I-7)。個々の学生が大学に対して要望を言えるよう、大学院掛に「意見書・要望書ボックス」(いわゆる目安箱)を設置した上、意見・要望の性質・内容に応じて適宜対応している(資料 I-8)。

平成6年の自己点検・評価報告書第1号の発刊以降、原則2年に1度の発行を維持しており、継続的な数値資料を含め、データの整備は行われている(資料11-2-2-1)。また、法曹養成専攻では、開設以来、外

資料 I — 8 意見書・要望書ボックスの利用状況…出典: 法科大学院認証評価(予備評価)自己評価書/京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(平成 18 年 6 月) 124 頁記載のデータに、平成 18 年分を追加

意見書・要望書提	出件数 (延べ数)
平成 16 年度	75 件
平成 17 年度	65 件
平成 18 年度	8 件

部評価委員会による点検・評価のための委員会が開催されており、詳細な資料の整備を行っている。

資料 I — 7 法科大学院の授業に関する調査実施要項、法科大学院の授業に関する調査… 出典:法科大学院認証評価(予備評価)自己評価書/京都大学大学院法学研究科法曹養成専 攻(平成 18 年 6 月) 76 頁

法曹養成専攻(法科大学院)の授業に関する調査実施要領

平成 16 年 4 月 22 日制定 平成 18 年 2 月 2 日改正

- 1. 目的
 - ①授業及びカリキュラムの改善を図る。
 - ②学生の授業に対する主体的な取組みを促す。
 - *調査の結果は、上に掲げる以外の目的のためには用いない。 調査の結果については、科目担当者のほか、法科大学院長、教務委員会及び評価・ 広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。
- 2. 実施対象

法科大学院のすべての科目について実施する。

但し,エクスターンシップ及びリーガル・クリニックについては,別に定めるところにより実施する。

3. 実施時期

各学期第4週を目安に実施する。※

但し、科目の内容、授業の進め方等に照らして適切と認められる場合には、専攻長が別に指定する時期に実施することができる。

- 4. 実施方法
 - ①実施期日の前日までに、科目担当者に調査用紙を配布する。
 - ②科目担当者が、授業時間中に適当な時間を取り、学生に回答させて、回収する。
 - ③回収後すぐに調査用紙を大学院掛に提出する。
 - ④事務で必要な確認を行い、調査用紙を複写したものを、すみやかに科目担当者に渡す。 統計処理を行った結果については、各学期末に科目担当者に通知する。
 - ⑤調査用紙は、事務において保管する。

(出典:大学院法学研究科規程集)

※平成17年度までは各学期第12週を目安に実施していたが、平成18年度から第4週を目安に 実施することとした。

法科大学院の授業に関する調査

この調査は、法科大学院の授業及びカリキュラムの改善に役立てるためのものです。他の目的で 用いられることはありませんので、率直に記入にしてください。

法科大学院教務委員会

担当教員: A 次の質問について、該当する答えに○をつけてください。

- (1) 学年: 1・2・3 年次
- (2) 未既修の別: 1. 未修者 2. 既修者
- (3) この授業にはどの程度出席していますか?
 - 1. 毎回 2. 3/4 以上 3. 3/4 未満, 2/3 以上 4. 2/3 未満 平成 18 年度から実施時期を変更したことに伴い、(3)の内容を次のとおり変更した。 (3) この授業には何回欠席しましたか?
 - 1.0回 2.1回 3.2回 4.3回以上
- (4) この授業に積極的に参加していますか?
 - 1. 積極的である。

2. どちらかといえば積極的である。

- 3. どちらともいえない。

4. どちらかといえば消極的である。

- 5. 消極的である。
- (5) この授業の予習・復習のために、毎週どの程度の時間をかけていますか?
 - 1. 5時間以上

- 2. 4時間以上, 5時間未満
- 3. 3時間以上, 4時間未満
- 4. 2時間以上, 3時間未満
- 5. 1時間以上, 2時間未満
- 6. 1時間未満
- (6) この授業の難易度は、あなたにとってどうですか?
 - 1. 非常に難しい。

2. 難しい。

3. ちょうどよい。

- 5. 非常に易しい。
- (7) 教員の話し方や授業の進め方は、あなたの興味や関心を惹くものですか?
 - 1. 非常に惹く。

2. ある程度惹く。

3. どちらともいえない。

4. あまり惹かない。

- 5. まったく惹かない。
- (8) 自由設問
 - 1. あてはまる。

2. どちらかといえばあてはまる。

3. どちらともいえない。

4. どちらかといえばあてはまらない。

- 5. あてはまらない。
- B 授業の内容および進め方,教材またはオフィスアワーの活用などについて,この授業の良い点 や改善して欲しいと思う点があれば、自由に書いてください。
- (1) この授業の良い点
- (2) この授業で改善して欲しいと思う点

ご協力ありがとうございました。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 法政理論専攻では、研究者養成という教育目標およびその前提にある関係者 の期待に適った教育課程を遂行するのに必要な教員を確保し、質・数ともに法令の基準を 満たす教員を配置している。法曹養成専攻においても、教育目的を達成するために必要な 科目について、高度の教育能力を有する研究者教員及び実務家教員を任用しており、関係 者の期待に添うものとなっている。専任教員の構成は、性別、年齢、出身大学・大学院等 の点でバランスがとれ、サバティカル制度の導入等により教員組織の活動の活性化も図ら れている。とくに法曹養成専攻では授業アンケートの実施や教員懇談会での検討などファ カルティ・ディベロップメントにも真摯に取り組んでいる。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1)観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、研究者養成という目的に沿い、修士課程では、専門的な外国語能力・研究資料読解能力の養成と修士論文の執筆に向けた指導を行い、また博士後期課程では、研究論文の公表と博士論文の執筆に向けた指導を行なっている。そして修士課程と博士後期課程のそれぞれにおいて、法学・政治学に関する総合的な識見に加え、国際的な視野をもち、原理的問題と現代社会への関心を備えた卓越した研究者を養成するために必要な授業を、各専門研究分野において実施している(資料 $\Pi-1$)。

資料Ⅱ-1 法曹養成専攻授業科目表(平成19年度)

…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス (平成 19年度) 添付CD-ROM所収

	山典:尽郁八子伝件人:						X O W1/// 4X
区八	学科目名	単位		RP	No Hir	教員名	7.6
分	** ** * * * ** **	数	学年		前期	後期	通年
	統治の基本構造	2	1		大石		
	人権の基礎理論	2	1			毛利	
++-	行政法の基礎	2	1			高木	
	刑法の基礎	4	1				安田
	刑事訴訟法の基礎	2	1		堀江		
	財産法の基礎 1	4	1		佐久間		
目	財産法の基礎 2	4	1			松岡	
	家族法の基礎	2	1		錦織		
	商法の基礎	4	1			齊藤	
	民事訴訟法の基礎	2	1			山本(克)	
	公法総合1	2	2		芝池・岡村(周)・高木		
	公法総合2	2	2			芝池・岡村(周)・高木・	
	公伝総合2	2	2			初宿・土井・毛利	
	公法総合3	2	3		初宿・土井・曽我部		
	刑事法総合1	2	2		中森・塩見・高山		
	刑事法総合2	2	2		酒巻		
	刑事法総合3	2	2			堀江	
	民法総合1	2	2		山本(敬)・佐久間	Д	
	民法総合2	2	2		I COO ILIZADIO	山本(豊)・潮見	
基	民法総合3	2	3		松岡・横山	四个(豆) 肠儿	
幹	商法総合1	2	2		洲崎・前田・北村		
科	商法総合 2	2	2			洲崎・前田・北村	
I						徳田・山本(克)・笠井・	
	民事訴訟法総合1	2	2			山田	
	民事訴訟法総合2	2	再履修 者対象		山本(克)		
	民事法文書作成	2	3				山本(克)・横山・佐久 間・齊藤
	刑事訴訟実務の基礎	2	3		村上(光)・長瀬・濱田		
	民事訴訟実務の基礎	2	2		中田・笠井・川畑		
	注 車 △ 坪	2	2			山田・飯村・清水・安木・	
	法曹倫理	2	2			西村 (健)	
	弁護士実務の基礎 1	2	2 · 3			飯村・清水・久保井	
	弁護士実務の基礎 2	2	2 · 3			豊田・伊藤(知)・藤井	
実務	民事弁護実務演習	2	3		飯村・清水・豊田 藤井 (司)・吉田 高橋・飯島・真田	(44-/	
選	刑事裁判演習	2	2 · 3			村上(光)・長瀬	
択	民事裁判演習	2	2 · 3	1		中田・川畑	
科	民事模擬裁判	2	3			川畑	
目	リーガル・クリニック	2	3			7-11 АН	潮見・山本 (豊)・横山・ 船橋・上田・吉田・加藤・ 平尾・森川 (智)
	エクスターンシップ	2	3		潮見・酒巻・前田・山田	潮見・酒巻・前田・山田	
	法解釈学の歴史と方法	2	2 · 3	☆		亀本	
	法律家のための経済学入門	2	2 · 3	<u> </u>	常木		
選	法の経済分析	2	2 · 3	1	常木		
	法政策分析	2	1 · 2 · 3	☆	114 × 1 *	船越	
	近代日本の社会変動と法1	2	1 · 2 · 3	~		伊藤(孝)	
	近代日本の社会変動と伝え	2	2.3	☆		伊藤(孝)	
	近代日本の社会変動と伝え 西洋法史	2	1 · 2 · 3	M	耳野	D. BK (子)	
1	法曹の歴史	2	1 · 2 · 3	-/-	十月	 林	
	佐曾の歴史 伝統中国の法と裁判	2			- 本 田	41.	
	四州中国の伝と数刊		1 • 2 • 3	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	寺田		

京都大学法学研究科 分析項目Ⅱ

2		7) II - 14 A	_	2 2		14.±		
□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		アメリカ法A	2	2 · 3		木南		
E U 弦 2 2 2 3 か の								
日本政治外交更 2 112-3 伊藤 (2) 世藤 (2) 世藤 (2) 世藤 (2) 世藤 (2) 世藤 (2) 世 (2) 12-3 世藤 (2) 12-3 世帝 (2)						(現日 出来 (事)		
					W			
中の金剛と注		アメリカ政治と実法判例				ア際 (と)		
情報度に					₹>			
情報公明と使入情報後端の天的 2 3 c 色利								
整抗理論と憲決・								
現代立法論					₹.			
世方百谷法朝 2 2 3 今仲		現代立法論						
機理政策と統 2 2 2・3 首和		地方自治法制				今仲	7 · 1 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
機理法						曽 和		
日本						吉村		
校注 1								
競技士 2 2・3 適井 適井 10mm 1mm 1m								
国際法1							岡村 (忠)	
医院注2						酒井		
国際法幹講			2	2 · 3			酒井	
用事事違法性論裁判例研究		国際法特講	2	2 · 3				
用事事違法性論裁判例研究		経済刑法	2	3			濱田	
刑事手統法の現代的課題 1 2 3 3 次	1	刑事違法性論裁判例研究		2 • 3				
刑事平総法の現代的課題 2 2 3		刑事手続法の現代的課題 1	2					
刑事刑度論			2	3				
刑事不譲の実務 2 3 当佐・秋田 西岡 河南 河南 河南 河南 河南 河南 河南 河	1				$\stackrel{\wedge}{\simeq}$		高山	
日	1			2 · 3				
習者者法 2 3 女保 1 本 (学) 2 3 女 山本 (学) 2 3 女			2	3		岩佐・秋田		
 現代別的法 全離担保法 企業は 現代商取引法 2 3 ☆ 株本 現代商取引法 2 2・3 基本本 現代商取引法 2 2・3 基本本 現所の法規制 2 2・3 基本下・戸塚 経済法2 2 2・3 川濱 選を予政策と法 2 2・3 川濱 選を予政策と法 2 2・3 知的財産法2 2 2・3 地田 日本日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本	1	民事裁判例研究	2				西岡	
 ●離担保法 医事法 2 3 ☆ 医療法 2 2 3 森本 (保険法 2 2 3 森本 (保険法 2 2 3 森本下・戸塚 (建済法1 2 2 3 (出) (日) (日)								
腰下法 2 3 4			2		☆	山本(豊)		
展験法			2	3	☆			
展験法							錦織	
金融サービス規制法 2 2・3 森下・戸塚 経済法1 2 2・3 川濱 経済法2 2 2・3 川濱 競争政策と法 2 2・3 大						森本		
				2 • 3				
経済法 1 2 2 2·3 川濱 川濱 経済法 2 2 2·3 川濱 知的財産法 1 2 2·3 知的財産法 1 2 2·3 物許法格論							戸田	
選検 会験策と法 2 2・3			2					
競争政策と法 知的財産法 1 知的財産法 2 2・3 知的財産法 2 2・3 知的財産法 2 2・3 地田 別産処理法 1 別産処理法 1 別産処理法 2 日、事執行・保全法 2 2・3 以		経済法1				川濱		
(択する) (取り) (取り	湿			2 • 3				
対の財産法 2		競争政策と法			☆		川濱	
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		知的財産法1				松田		
II								
倒産処理法 2		特許法特論					松田	
民事執行・保全法 2 3 ☆ 山田	"					徳田		
A D R と 法 国際				2 • 3				
国際私法 1 国際和法 2 2 2·3				_				
国際私法 2 国際民事手続法 2 2·3 ☆ 伊西 (康) 国際民事手続法 2 2·3 付中 第一個 (康) 国際民事手続法 2 2·3 付中 第一個 (康) 第一個 (中) 第一個 (東) 第一個 (中) 第一回 (中) 第一回 (中) 第一回 (中) 第一回 (康) 第一回		ADRと法					山田	
国際民事手続法 2 2·3 佐野 労働法1 2 2·3 大中中西 (康) 労働法2 2·3 大中中西 (康) 労働法2 2·3 大中中西 (康) 対力中 労働法2 2·3 大中中西 (康) 対力中 労働法2 2·3 大中中西 (康) 対力中						櫻田		
国際取引法					☆		134.1.1	
 労働法 1 労働法 2 社会保障法 力災補償と労働者福祉 立 2 2·3 西村健一郎 西村健一郎 西村健一郎 企業法務 1 立 2 2·3 小嶋・齋藤 長谷川 中国企業取引法 ファイナンスの法と理論 2 3 棚橋・石綿 信託法 環境法事例演習 2 3 村松 刑事法総合演習 知的財産法事例演習 知的財産法事例演習 知的財産法事例演習 3 本別 中国 第項の 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中野 中野 中野 中野 中野 中井・増市・増田 労働法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日童処理法事例演習 日本 中井・増市・増田 労働法事例演習 日本 中井・増市・増田 労働法事例演習 日本 日本 中井・増市・増田 ・大野 中井・増市・増田 ・大野 一株 ・大野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						II. ma	中西 (康)	
労働法2	1							
社会保障法					<u> </u>	村中		
労災補償と労働者福祉 2 2・3 ☆ 西村健一郎 企業法務 1 2 2・3 小嶋・齋藤 長谷川 企業法務 2 2 2・3 泰川(伸) ファイナンスの法と理論 2 3 小野・武井 M& A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 天野(佳) 環境法事例演習 2 3 村松 刑事法総合演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 村上(光) 知的財産法事例演習 2 3 村上(光) 海前 方向演習 2 3 村上(光) 藤川 平野 平野 知的財産法事例演習 2 3 村上(光) 商事取引法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 東州・地村・畑・郷田 金融取引事例演習 2 3					☆		村甲	
企業法務 1 2 2・3 小嶋・齋藤 企業法務 2 2 2・3 長谷川 中国企業取引法 2 2・3 森川(伸) ファイナンスの法と理論 2 3 小野・武井 M & A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 大野(佳) 環境法事例演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 村上(光) 知的財産法事例演習 2 3 本田 海事取引法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中市・地市・増田 労働法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 森川(伸)					<u> </u>	四村健一郎	and I.I. felts what	
企業法務 2 2 2・3 長谷川 中国企業取引法 2 2・3 森川(伸) ファイナンスの法と理論 2 3 小野・武井 M& A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 天野(佳) 環境法事例演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習 2 3 平野 知的財産法事例演習 2 3 中島・杉野 阿産処理法事例演習 2 3 中島・杉野 伊産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 森川(伸)		<u> </u>				Lub ate ***	四村健一郎	
中国企業取引法 2 2・3 森川 (伸) ファイナンスの法と理論 2 3 小野・武井 M & A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 天野(佳) 環境法事例演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習 2 3 平野 知的財産法事例演習 2 3 中島・杉野 阿産処理法事例演習 2 3 中市・地・増田 労働法事例演習 2 3 東村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 東村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 東村・畑・鎌田 金融取引事例演習 2 3 森川 (伸)	1					小嶋・齋滕	E WIII	
ファイナンスの法と理論 2 3 小野・武井 M & A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 天野(佳) 環境法事例演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習 2 3 平野 知的財産法事例演習 2 3 中島・杉野 阿産処理法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 森川(伸)	1							
M & A 法制 2 3 棚橋・石綿 信託法 2 3 天野(佳) 環境法事例演習 2 3 村上(光) 刑事法総合演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 場合・太田 知的財産法事例演習 2 3 本田 特許法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 勞働法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 森川(伸)	1							
信託法						Inn to The	小野・武开	
環境法事例演習 2 3 村上(光) 刑事法総合演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習() 2 3 平野 知的財産法事例演習() 2 3 松田 商事取引法事例演習() 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習() 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習() 2 3 長澤 金融取引事例演習() 2 3 森川(伸) 大野(勝)	1							
刑事法総合演習 2 3 村上(光) 税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習() 2 3 藤川 特許法事例演習() 2 3 松田 商事取引法事例演習() 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習() 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習() 2 3 長澤 金融取引事例演習() 2 3 天野(勝) 渉外実務演習() 2 3 森川(伸)	1					大野 (住)	+++/\	
税法事例演習 2 3 岩倉・太田 知的財産法事例演習(2) 2 3 平野 新許法事例演習(2) 2 3 松田 商事取引法事例演習(2) 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習(2) 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習(2) 3 長澤 金融取引事例演習(2) 3 森川(伸)	1					++ I. (N)	刊忆	
知的財産法事例演習① 2 3 平野 知的財産法事例演習 2 3 松田 特許法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中井・増市・増田 労働法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 森川 (伸)	1							
知的財産法事例演習② 2 3 藤川 特許法事例演習 2 3 松田 商事取引法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野(勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1		2	3		右倉・太出	77 007	
知的財産法事例演習 2 3 松田 蒂事取引法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中井・増市・増田 労働法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野(勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1		2	3	ĺ		半野	
商事取引法事例演習 2 3 中島・杉野 倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 労働法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野(勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1						 	
倒産処理法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 労働法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野(勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1	行 計 法 事 例 通 省 辛 東 馬 引 法 東 恩 湾 羽					 	
労働法事例演習 2 3 中村・畑・鎌田 経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野 (勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川 (伸)	1					中島・杉野		
経済法事例演習 2 3 長澤 金融取引事例演習 2 3 天野 (勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川 (伸)	1						サガ・瑁巾・瑁出	
金融取引事例演習 2 3 天野(勝) 渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1						 	
渉外実務演習 1 2 3 森川(伸)	1					文 倖	丁: 田文 (中华)	
	1						入 野 ()	
	1							
	Щ	少分 夫務 侇 省 2	2	3	l			

京都大学法学研究科 分析項目Ⅱ

法曹養成専攻では、基本的な法領域に関する根本的な理解を促し、高度な分析力や構成

力の育成を行うことができ るよう、段階的・体系的に カリキュラムを編成してい る。具体的には、1年次を 対象として①基礎科目を必 修科目として配当し、法学 に関する基礎的理解を得さ せ、2・3年次で②基幹科 目を必修科目として配当し、 基礎的知識の応用を図り、 法律に関する理解を深め、 分析力や構成力の向上を図 るとともに、基礎的実務技 能等を身に付けさせ、これ と併せて③実務選択科目と して実務演習科目や臨床系 科目を多数開講して実務と の架橋を行っている。また、 1年次から選択科目として 基礎法学や隣接領域科目 (④選択科目I)を配当し て法学への基礎的理解を促 し、2年次からは多数の応 用先端科目(⑤選択科目Ⅱ) を配当することで多様な法 分野や最先端の法律問題に 関する理解を促している (資料Ⅱ-2、資料Ⅱ-3)。

資料 II-2 科目編成の基本的な考え方/教育課程の概要…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 19 年度)4~12 頁より抜粋

科目編成の基本的な考え方-5つの科目群

本法科大学院においては、次の 5 つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う(具体的科目名はシラバスを参照)。

- ① 基礎科目(すべて必修) 法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造 の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得す るための科目。法学既修者については、単位を修得したも のとみなされる。
- ② 基幹科目(すべて必修) 基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するため に必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、法曹に 要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるた めの科目。
- ③ 実務選択科目 (2単位以上選択必修) 主として、法律事務所での研修や裁判演習等の実習を通じ て、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をより スムーズなものとするための科目。
- ④ 選択科目 I (4 単位以上選択必修) 政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、 法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題 の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深める ための科目。
- ⑤ 選択科目 II (12 単位以上選択必修) 多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端 的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹とし てのより高度な実践的能力を育成するための科目。

上記科目のほか、法政理論専攻の科目 2 科目 8 単位、公共政策教育部の科目(専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部 授業科目表」を参照) *2 科目 4 単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計 4 単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、大学院掛で便覧を受取り、確認すること。

* 平成 16 年度及び平成 17 年度に国際公共政策専攻の科目を履修 し修得した単位は、公共政策教育部の科目を履修し修得した単 位とみなす。

資料Ⅱ−3 履修モデル…出典京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 18 年度)11~12 頁

法学未修者履修モデル

優修登録上限 1 年次前期 1 年次後期 2年次前期 2 年次後期 3年次前期 3 年次後期 科目別取得 単 位 数 20単位 20単位(通年36単位) 20単位 20単位(通年36単位) 24単位 24単位(通年44単位) 統治の基本構造(2) 人権の基礎理論(2) 財産法の基礎2(4) 商法の基礎(4) 民事訴訟法の基礎(2) 刑法の基礎(4) 刑事訴訟法の基礎(2) 基礎科目 (26単位必修) 26単位 財産法の基礎1(4) 家族法の基礎(2) 公法総合1(2) 刑事法総合1(2) 刑事法総合2(2) 民法総合1(2) 商法総合1(2) 刑事法総合3(2) 民法総合3(2) 民法総合2(2) 刑事訴訟宝務の基礎(2) 商法総合 2 (2) 民事訴訟法総合 2 (2) 基幹科目 (34単位必修) 民事法文書作成(通年2) 34単位 民事訴訟法総合1(2) 法曹倫理(2) 民事訴訟事務の基礎(2) 12 選択科目 I (2) 選択科目 I (2) 選択科目 I (2) 6単位 選択科目 I (最低4単位) リサーチ・ペーパー(2) +リサーチ・ペーパー 2単位 選択科目 I (2) 選択科目 I (2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2 選択科目Ⅱ(2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 20単位 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ +リサ· 2単位 (最低12単位) リサーチ・ペーパー(2) 実務選択科目(2) 宝務選択科目 実務選択科目(2) 4単位 学期別取得単位数 16単位 14単位(小計30単位) 18単位 16単位(小計34単位) 14単位 16単位(小計30単位) 94単位

履修登録上限	1 年次	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期	74 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
	(通年36単位)	20単位	20単位(通年36単位)	24単位	24単位(通年44単位)	科目別取得単位数
基礎科目 (26単位必修)	免除単位数 26単位 26					26単位
		公法総合1(2) 刑事法総合1(2) 刑事法総合2(2)	公法総合 2 (2) 刑事法総合 3 (2) 民法総合 2 (2)	公法総合3(2) 民法総合3(2) 刑事訴訟実務の基礎(2)		
基幹科目		民法総合1(2) 商法総合1(2)	商法総合2(2) 民事訴訟法総合2(2)	民事法文書作	成(通年2)	34単位
(34単位必修)		民事訴訟法総合 1 (2) 民事訴訟実務の基礎(2)	法曹倫理(2)			0.44
		'*	12	6	2	
選択科目 I (最低 4 単位)		選択科目 I (2)		選択科目 I (2)	選択科目 I (2) リサーチ・ベーパー(2) 4	6単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目II (最低12単位)		選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2)	選択科目II(2) 選択科目II(2) 選択科目II(2) 選択科目II(2)	選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) リサーチ・ペーパー(2)	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目(2)		実務選択科目(2)	4 単位
学期別取得単位数	26単位	18単位	16単位(小計34単位)	16単位	18単位(小計30単位)	94単位

法曹養成専攻では、わが国における最高水準の研究業績を示している研究者教員が、それぞれの専門分野で、その研究成果に基づいて授業を実施しており、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得等を図り、高度の理論的・実践的教育を実施している(資料 $\Pi-4$ 、 $\Pi-5$)。

資料 II-4 基幹科目の授業概要…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス (平成 19年度) 添付 CD-ROM

一人 MIT CD ROW	Tops and
科目名	概 要
公法総合1	三権すなわち立法・行政・司法のうち特に法的考察の対象にされてきたのは、行
(2年次生配当、2単位)	□政である。立法部の活動は主として法律制定であり、司法部の活動は主として裁□
	判であり、いずれも定型的なものである。また、法律制定は大きな意味を持つも
	のではあるが、通例国民の権利義務に直接に影響しない。裁判は、訴訟の提起を
	待って行われる受動的なものであり、また、紛争が生じた場合にのみ行われる。
	これに対し、行政活動は、その目的、手段のいずれもが多様であり、国民の権利
	義務に直接に影響することが多く、さらに、能動的・恒常的に国民生活に介入す
	る。加えて、行政活動は、それを支える公務員を見ても明らかなように、他の二
	権をしのぐ活動量を持っている。このような行政活動のうちでも特に重要なのは
	対外的な(つまり国民に向かって行われる)活動である。本講義においては、こ
	の対外的な行政活動を総論(一般理論)の次元において取り上げ、それをめぐり
0 21.60 0	法的諸問題を検討する。
公法総合 2	司法審査制度は、司法裁判所が、具体的事件・争訟において立法・行政の活動な
(2年次生配当、2単位)	どに対して憲法・法令を解釈・適用し、人権を実効的に救済するとともに、憲法
	秩序の維持や行政の適法性の確保を図るものであって、法の支配の実現のために
	非常に重要な制度である。本科目では公法総合1の授業を受けて、まず行政権に
	よる権利侵害に対する救済手続としての行政訴訟の基本的枠組を学ぶ。その知識
	をふまえて、次に付随的違憲審査制の基本構造、司法権における「法律上の争訟」
	の要件など、憲法訴訟の制度・手続に関する問題を扱う。科目全体として現行の
	司法審査制度について広く検討し、公法の学識に立脚した批判的視点からその問
	題点の把握にも努める。
公法総合3	本科目は、基本的人権の基礎理論や違憲審査制度の基本的枠組み、行政法総論及
(3年次生配当、2単位)	び行政事件訴訟に関する基本的な理解を有していることを前提として、基本的人
	権に関わる問題を具体的な事例においてどのように構成し主張すべきかについて
	学習する。その際には、違憲審査基準論や立法事実論の実際的な展開の仕方に留
	意するとともに、憲法と行政法の融合的な課題についても検討を加える。
刑事法総合1	本科目では、刑法総論および各論の範囲で、解釈論上または実務上特に重要な問
(2年次生配当、2単位)	題について重点的に学ぶことを目的とする。その際、近年の判例および学説の展
	開と、立法に関する議論にも留意する。
刑事法総合 2	法科大学院 1 年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において(法学未修者の場合)
(2年次生配当、2単位)	又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって(既修者の場合)、刑事訴訟法に関
	する基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主とし
	て起訴前(捜査手続)の段階において生起する法解釈上の問題(立法論に及ぶ場
	合もあり得る)を、網羅的にではなく重要度の高いものを中心として、基本的に
	各回完結の形で取り上げる(なお、起訴後(公訴・公判)の手続段階については、
	刑事法総合3で扱う)。重要な最高裁判例や設例を素材として問答・討論を行う
	ことを通じて、刑事手続における様々な事実的要素の中から法的に問題となる点
	を発見・抽出し、判例等の射程範囲を見極めながら、説得的・創造的な刑事訴訟
	法解釈論を展開する能力を涵養することを目指す。
刑事法総合3	法科大学院1年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において(法学未修者の場合)、
(2年次生配当、2単位)	又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって(既修者の場合)、刑事訴訟法に関
(2)以上即曰、2年四)	

	する基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主とし
	【て起訴後(公訴・公判)の段階において生起する法解釈上の問題(立法論に及ぶ 【場合もあり得る)を、網羅的にではなく重要度の高いものを中心に取り上げる。
	重要な裁判例や設例を素材として問答・討論を行うことを通じて、刑事事件にお
	養することを目指す。
民法総合1 (2年次生配当、2単位)	民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する 規定は、民法総則・債権総則・契約総則・契約各則に点在している。本講義は、
(2年次生配 3、2 单位)	一元には、氏伝松則・損権総則・矢利総則・矢利谷則に点任している。本語義は、一それらの規定に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、契約法に
	関する主要な問題を「契約の成立・当事者・履行・履行障害・終了」というプロ
	セスに編成しなおし、法律問題を解決するための実践的な能力を養うことを目的 とする。その際、「民事訴訟実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張
	を要件事実の観点から構成するための指導もあわせておこなうこととする。
民法総合2 (2年次生配当、2単位)	この授業では、原状回復・民事責任に関する法律問題を総合的に取り扱う(債務 不履行責任については、民法総合1で扱われる)。民法典は、原状回復・民事責
(2 中风工癿 3、2 中位)	任に関する問題につき、物権法・契約各論・事務管理・不当利得・不法行為の各
	所で多様な規律を用意している。本講義は、それらの規律に関する基礎的な知識 を修得していることを前提として、これらの規律が具体的な問題の処理にあたっ
	てどのように作用するのかを複合的に考察するとともに、それが要件・効果規範
	を形づくる要件事実へとどのように収斂していくのかという点に関する理解を獲得されることも見かられる。
	得することを目的とするものである。民法の実体法規範に関する理論と要件事実 論との関連づけを図る授業である。表記分野にかかる民法理論を咀嚼し、かつ、
	要件事実の理解に秀でたトップレベルの学生を育成することを、達成目標とした
民法総合 3	い。 金銭債権を中心として、債権の保全・回収・担保をめぐって生じる各種の法律問
(3年次生配当、2単位)	題につき、基礎的な理解をさらに深めるとともに、「要件事実の基礎」で取得し
	た技法と実体法の体系的知識を複合させることで、債権保全・回収・担保に関する応用力を磨く。
商法総合 1	法科大学院 1 年次基礎科目の「商法の基礎」において(法学未修者の場合)、ま
(2年次生配当、2単位)	たは法学部での商法の授業等によって(既修者の場合)、商法に関する初歩的な
	知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、会社および商取引にかかる法律問題のうち、しばしば裁判で争われ、判例となって現れることの多いテー
	マを取り上げる。具体的事例を素材としつつ、それらのケースにいかなる法律問
商法総合 2	題があり、いかに解決されるべきかを検討する。 法科大学院 1 年次基礎科目の「商法の基礎」において(法学未修者の場合)、ま
(2年次生配当、2単位)	たは法学部での商法の授業等によって(既修者の場合)、商法(とくに会社法)
	に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、企業法 務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニ
	ングを中心として検討を行う。適宜テーマにかかる事例問題を提示し、それらの
民事訴訟法総合1	ケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。 民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体および客体ならびに審理手続の部
(2年次生配当、2単位)	分について、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動
民事訴訟法総合 2	向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。
(2年次生配当、2単位)	民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟および上訴・ 再審、ならびに、民事執行手続および民事保全手続に関して、実務の取扱いなら
	びに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、
民事法文書作成	応用力を養う。 いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に(特
(3年次生配当、2单位)	に民法・会社法・民事訴訟法上) 有意的な事実とそうでない事実が入り交じった
	素材から、有意的な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。
刑事訴訟実務の基礎	一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世
(2年次生配当、2単位)	及び刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力を修得させ、刑事実務への
	導入の基礎を教示することを目的とする。捜査,公判手続,証拠,事実認定の各 分野について,その関連性を意識した上で,具体的な記録教材等を利用し,帰納
	的な思考を重視しながら,授業を実施する。
民事訴訟実務の基礎 (2年次生配当、2単位)	 民事訴訟実務において特に重要な事項である要件事実と事実認定について、基礎 的な知識や技能の修得を目指す。これにより、他の実務基礎科目を学修するため
(= 1)(L Hu -1 (2 + L)	の基本的な理解を得るとともに、民法や民事訴訟法を始めとする法律基本科目、
	展開・先端科目等を理論と実務を架橋するという観点から修得するための基礎固めをする。
法曹倫理	法曹としての責任感と倫理観を涵養するために、弁護士活動を中心に、法曹の専
(2年次生配当、2単位)	門職責任の在り方について、わが国の現行制度の説明だけでなく、比較史的にその問題点を批判的に考察するとともに、法曹に期待される活動や役割の変貌を視
	野に入れて、法曹倫理の改革の意義をも議論する。弁護士法・弁護士職務基本規
	程等の規定に関する事例分析については、毎回、原則として、2 例ぐらいを採り
	上げて、討議検討する。

資料 II-5 授業科目の概要(一例)…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 19 年度)添付 C D - R O M

法政策分析	今日のリベラルな法体制においては、法の政策的使用を積極的に認める「法の政
(1·2·3 年次生配当、2 単位)	治化」現象が発生している。それはどのような事態なのか。そして、それはどの
	ように評価すべきなのか。本講義は、受講者がこうした問題を考えていくために
	必要となるであろう分析枠組を提供することを目的とする。具体的には、主とし
	てアメリカ司法を念頭に「法の政治化」の制度的・思想的条件を考察しつつ、そ
	こで得られる知見をわが国の司法過程の分析に適宜応用するという形で講義を進
	める。また、受講者にも理論的「論争」に参加してもらう機会をなるべく多く設
	けたいと考えている。

EU法	現在ヨーロッパでは、サッカー選手が契約期間満了時に移籍する場合には、移籍
(2·3年次生配当、2単位)	金なしで移籍できる。これは、EC 裁判所のボスマン判決のためである。 また、
	ある種のお酒は最低でも(最高ではない)25%アルコールを含有しなければなら
	ないとのドイツ法は EU 法に違反ではないかとの訴訟で、ドイツはこの法律は国
	民の健康を保護するためである(?)と裁判で主張した(当然敗訴した。カシス・ ド・ディジョン判決)。 以上は一例であるが、EU 法は今日ではほとんどの法分
	野に関係しており、EU 構成国とのビジネスや EU 構成国法の学習・研究の際に、
	EU 法を無視することはできない。 また、判例を通して発展した EU 法には上記
	のような非常に興味深い事例や主張があふれており、刻々と動いているというダ
	イナミックな点にも興味深いものがある。このような EU 法にふれることで、日本法を担禁化して見事してなる日本美いない。 具体的には、FU 法総数について
	本法を相対化して見直してみる目も養いたい。 具体的には、EU 法総論について 必要最低限の基礎知識を学んだ後、EC 裁判所の裁判例を中心に EU 実体法、特に
	域内市場法を学ぶ。
アメリカ政治と憲法判例	この授業では、アメリカ合衆国の憲法判例が、どのような政治的・経済的・社会
(1·2·3 年次生配当、2 単位)	文化的な状況を背景として形成されてきたのかについて検討を加える。連邦最高
	裁判所を頂点とする司法部門が、政府(government)の一部を構成すると考えら れていることは、アメリカの大きな特徴である。その意味でアメリカの裁判や判
	例は、政治過程の帰結の一つとして見なされるべき面があり、政治や社会など外
	部的な要因と結びつけて理解することも必要である。しかし、日本ではこの点が
	十分に理解されているとはいえないように思われる。このような欠を補おうとす
	ることが、授業の主目的である。 担当教員は現代アメリカ政治の研究者であり、日本の実定法や英米法の専門家で
	はない。したがって、授業では判例を詳細に読み込んで内在的かつ理論的に理解
	するという方法ではなく、むしろ判例を素材としながら、そこに現れたアメリカ
	の政治や社会の特徴を把握すること、さらにはアメリカにおける司法や判例の位
	置づけや意味を考えることに主眼が置かれる。アメリカの憲法判例についてオースドックスな理解を得ない。まるいは英光はの判例集の詩なまなどの知識な良に
	ソドックスな理解を得たい、あるいは英米法の判例集の読み方などの知識を身に つけたいと思っている学生には、この授業は必ずしも好適ではないので注意され
	たい。
生命倫理と法	生命科学と医療技術の著しい進展によって生命現象への人為的介入の可能性が拡
(2·3年次生配当、2単位)	がるにつれて、人々の死生観も流動化し、医療の在り方をめぐって、医師の専門
	職倫理を超えて、社会倫理的な関心を集める問題が次々と生じ、新たな法的対応を迫られている。生命倫理をめぐる法的対応の在り方について、代表的な論点を
	重点的に取り上げ、生命倫理の基本原理と思考枠組をふまえた上で、比較法的観
	点から内外の立法・裁判などの具体的事例に即して討議検討する。
憲法理論と憲法史	戦後憲法学を彩った諸論争を原論文にあたって追体験し、今日的視点から再検討
(3年次生配当、2単位)	する。また、主要な憲法判例についても関連する学説の議論を含めて検討の対象 にする。これらを通じて、憲法解釈に際しての視野を広げ深めることを目的とす
	る。高度に学問的な議論をするつもりなので、受講者には相応の覚悟が求められ
	る。
経済法1	競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観した後、独禁法の規制の中でも国際
(2·3年次生配当、2単位)	的にも共通の規制基準である市場支配力基準(一定の取引分野における競争の実 質的制限)を違法性要件とする、企業結合、不当な取引制限、事業者団体、私的
	独占の各規制を学ぶ。経済的な評価が重要な市場支配力概念を多様な文脈で理解
	し、それを制御するための多様な法的手法を学び、わが国のみならず諸外国の経
	済法を理解するための基礎的素養をソクラティックメソッドもまじえた講義形式
知的財産法1	で修得させる。 特許法を中心に、わが国の知的財産法(著作権法を除く)について講義するとと
	もに、米国、欧州などの主要国における特許制度及び TRIPS 協定(知的所有権の
	貿易関連の側面に関する協定)などの知的財産保護の国際的枠組みについて概説
	する。
労働法 (2·3 年次生配当、2 単位)	本授業においては、労働法の枠組と労働条件の多様な形成要因に関して検討を行
(2.3年次生配当、2 单位)	うことで、労働法の基本的な考え方の習得を目指す。順序としては、労働法の適 用対象の画定、就業規則、労働協約などの労働条件形成要因の法的根拠と限界な
	どの基本的問題を検討したのち、それらを踏まえて労働関係における差別禁止の
	問題、賃金や労働時間の問題、労働関係の成立と終了をめぐる問題、労働条件の
41 A /12 P2 VI	変更をめぐる問題等を検討することにより、労働法の基本的考え方を習得する。
社会保障法 (2·3 年次生配当、2 単位)	国民の生活保障のために、国民に対して、一定の所得ないしサービス(医療ないし福祉サービス等)を公的な責任に基づいて提供する制度を社会保障というが、
(2.3 平负生配目、2 单位)	し価値サービス等)を公的な負任に基づいて旋供する制度を任芸保障というか、 「社会保障法 では、その給付に関わる受給者の権利義務を中心に、費用の負担、
	サービスの提供体制等に関する法律関係の基本的諸問題を取り扱う。なお、労災
	補償および労働者の福祉に関わる諸制度(退職金・退職手当、企業年金等)の問
	題については、後期の「労災補償と労働者の福祉」で扱う予定である。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況) 社会からの要請にとくに対応するものとして、法曹養成専攻では、実務選択科目において法的能力の具体的な実践や演習の場を設けるとともに(資料 $\Pi-6$)、選択科目 Π 及び選択科目 Π において、法学隣接分野および応用的・先端的問題に関する理解を深め、法実践に活かせることができるよう、多彩な授業を展開している(資料 $\Pi-7$)。また、実務選択科目の中には、法律事務所等で研修を行う方式をとるエクスターンシップや、法科大学院内において法律相談に携わるという方式で行うリーガル・クリニックがある。さらに、法政理論専攻も含めて、科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れについて

規定を設けて、実施し、社会からの要請に対応する一方策としている。

資料 II-6 実務選択科目の授業概要…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 19 年度)添付 CD-ROM

4) D D	THE THE
科目名 弁護士実務の基礎 1	概 要 法科大学院の修了者のすべてが弁護士になるわけではないが, どのような方向であれ
(2·3年次配当、2単位)	法律家としての業務につく以上,多くの法律家が従事する弁護士実務・業務の根幹を
	学び理解していくことは必要不可欠である。この演習では、具体的な弁護士としての
	実務を行う前提として,弁護士実務を支える諸々の基盤を学び,幅広い視野を持った 法律実務家を養成することをめざす。また,弁護士の日常実務の初歩的な事項につい
	ても理解を深めるが、さらに進んだ弁護士実務の技術的な事項については、別途、「弁
	護士実務事例演習」で取り扱う。なお、適当な外部の専門家を講師として参加しても
	らう予定である。このため、合同授業については、講師の都合で日時・順序が入れ替
弁護士実務の基礎 2	わることがある。 法律を学ぶ場合、裁判運営における技術習得を中心に考えることが常であるが、弁護
(2·3年次配当、2単位)	士になる場合、その業務範囲は裁判運営だけに止まらない非常に幅広いものである。
	それ故、弁護士業務遂行には、法律全般を見渡した幅広い知識と能力が要求される。
	本科目においては、弁護士業務遂行のために最低限必要となる基本的な技術・能力の 習得を目的とした講義を行うとともに、適宜、ロールプレイの技法などを取り入れた
	百骨を目的とした神我を行うとともに、適宜、ロールプレイの技伝などを取り入れた 授業を行う。
民事弁護実務演習	この演習は、具体的な事例を題材にして、民事訴訟における弁護士の活動の基礎を習
(3年次配当、2単位)	得することを目的とする。取り上げる事例および訴訟類型は、実務上日常的に生起す
	る典型的なものとするが、演習においては実務上のノウハウを検討するとともに、で きるだけ法律上の問題点についても触れることとし、それらを通じて民事紛争解決に
	おける弁護士の役割を指し示すようにしたい。なお、この演習は、「弁護士実務の基
	礎 1」程度の内容を理解していることを前提とするが、その既習を必須の前提とする
Tru -t- +1\ \u00e4n\ \u20e4\ \	ものではない。
刑事裁判演習 (2.3年次配当、2単位)	刑事訴訟に関する基礎的理解を前提に,第一審刑事裁判の過程における主要な局面について,学生が訴訟関係人(裁判官,検察官,弁護人)の役割を分担して訴訟活動を
(23年以配当、2年區)	検討、実践することで、刑事手続法の実際の機能と役割を体得し、刑事手続法の理論
	的理解を帰納的に検証するとともに、証拠に基づく事実認定、証人尋問の実際、各種
	訴訟行為等の実務的側面を体験理解することを主目的とする。実質的に、3年次配当
	科目の「刑事訴訟実務の基礎」の応用編と位置づけられる内容であり、同科目の内容 を理解していることは前提とする。したがって、2年生が受講する場合には、必要な
	範囲で同科目の内容の自主的学習が必要となる。
民事裁判演習	民事訴訟における実務上の諸問題について、模擬記録を使用しながら、演習形式で検
(2·3年次配当、2単位)	討し、民事訴訟制度や具体的な訴訟手続についての理解を確実なものとし、応用力・ 実際力な業績の流れない。
	実践力を養う。手続の流れに沿って、実務上よく問題となる事項を各回のテーマとし て選択し、受講者の意見表明や討論を中心として授業を進める。また、手続や釈明事
	項等の検討を踏まえ、模擬記録に基づいて、訴訟手続の実演を行う。
民事模擬裁判	受講者が裁判官、原告代理人、被告代理人等の役割を分担し、具体的な事例を素材と
(3年次配当、2単位)	して、訴状・答弁書・準備書面等の作成、釈明、争点整理、人証尋問、和解、判決という民事第一審手続を、模擬法廷を使用して実演することにより、民事訴訟手続につ
	いての理解を確実なものとするとともに、弁論や人証尋問の技能を養う。なお、1学
	期の授業を前半と後半に分け、各自役割を交代して、異なる事例で2回の模擬裁判を
- 4 7 4 1 1 2 1 1 7	行う。
エクスターンシップ (3年次配当、2単位)	【目的】1·2 年次に修得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当 たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力の向上
	をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に
	触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活
	動の素地を作る。 【研修内容】学生は、弁護士事務所に赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。
	□■客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で
	発問を行い、また、討議を行う。○弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、
	それに関する学説・判例を調査・整理する。○弁護士が担当する事件に関し、法廷等
リーガル・クリニック	の傍聴を行う。○その他 【目的】実際の事件に関する法律相談を弁護士指導の下で学生が体験することを通じ
(3年次配当、2単位)	て、授業で習得した法律知識の実際的意義を確認させるとともに、面談技法の重要性
	を認識させ、さらには法曹の倫理や社会的責任を自覚させることで、教育課程から実
	務へのよりスムーズな移行を可能にする。 【内容】初回にオリエンテーション等を行った後、相談及び討議・検討の組み合わせ
	「日本 初回にオリエンケーション等を行った後、相談及び討議・横割の組み合わせ を合計 6 回行い、最終的に総括を行う(全 14 回)。具体的には以下の通りである。(1)
	オリエンテーション等 (第1回) 研修指導弁護士が、法律相談の意義、内容、実施
	方法、守秘義務・人権配慮義務の確認、実施面での留意事項の確認等に関するオリエ
	ンテーション並びに模擬法律相談 (シミュレーション) を行う。(2) 相談と討議・検 討(第2回~第13回) 指導弁護士立会の下、少人数グループ (学生3名程度を1グ
	ループとする。)により相談を実施する。1回の授業では、1個の事件を扱う。次の回
	の授業において、指導弁護士と受講学生が当該相談事例について理論面・実務面から
	の検討を行う。(3) 総括(第14回) 実施した相談やそれに基づく討論を素材にして、 相談共決等について総括を行うととまた。 注葉の倫理や社会的責任に関して計論を行
	相談技法等について総括を行うとともに、法曹の倫理や社会的責任に関して討論を行う。
L	1 ~ ~

資料 II-7 選択科目 I・選択科目 II の授業概要(一部)…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 19 年度)添付 CD-ROM

科目名	概 要
法解釈学の歴史と方法	歴史法学派サヴィニー以来のドイツ法解釈学の方法論的発展を検討した上で、アメリ

京都大学法学研究科 分析項目Ⅱ

(2.3 年次配当、2 単位)	力法学からの影響等にも配慮しつつ、現代日本の法解釈学の方法論的特色を明らかに
	する。文言解釈、類推解釈・反対解釈、体系的解釈、歴史的解釈、目的論的解釈等、 主要な解釈技法を理論的に理解した上で、判例も素材にしながら、それらの技法の応 用力を養う。
近代日本の社会変動と法1 (1・2・3年次配当、2単位)	この科目は、近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関との下に検討し、 社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的と する。近代日本における法発展を、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例
法曹の歴史	に即して検討することを通じ、多面的で立体的な、法の理解に到達することを目指す。 本講義は、前近代ヨーロッパ社会において、法の担い手・法曹がいつごろ、いかなる
(1.2.3年次配当、2単位)	背景の下で登場し、いかなる社会的・政治的・経済的その他の役割を担いつつ自立的 社会層として展開していったのかを、史料を素材とした講義と議論を通して検討する。 このことを通じて、法の担い手・法曹の特質を、出自、経済基盤、倫理、規律、社会
	層、議論の組立て・展開方法などの複数の観点から析出し、法の担い手・法曹の像の相対化をはかることとする。
伝統中国の法と裁判 (1・2・3年次配当、2単位)	東洋には西洋と異なる法文化があるという議論を時に目にするが、東洋では訴訟を嫌い和を尊ぶという議論にせよ、権利主張を嫌い義務を重んずるという議論にせよ、法
	治を軽んじ人治を重んずるという議論にせよ、その多くは単に、東洋には(近代西洋的な意味での)法が無いと言っているだけに過ぎず、東洋に固有の「法」の形を明ら
	かにするには至っていないように思える。本講では、伝統中国の裁判のあり方を素材 にして、西洋近代的な法ではない「法」とは実際にはどの様なものなのかを考え、ま
マ .) 11 よ 汁 .	たそれを通じて我々が日頃馴染んでいる法の世界史的な特性を考えてみたい。
アメリカ法 A (2·3 年次配当、2 単位)	アメリカ法はアメリカ合衆国法と個々の州の法という要素からなる。アメリカ法 A は、アメリカ合衆国法(連邦法)と州法の関わりについて注意しながら、主として州法に
	焦点をあわせることにする。授業は、具体的な例を用いながらアメリカ法の重要な概念を理解することと、教材として使用する判決など英語で書かれた法律文献に親しむことも目的とする。
情報法(3年次配当、2単位)	情報流通をめぐっては、テクノロジーの急激な発展にもともなって新たな問題が多数 発生しており、それを法的に扱う知識・技術はこれからの法曹実務にとって不可欠で
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ある。他方、新たな問題においても、従来の法理をふまえずに適切な解決を見つけ出 すことはできない。この授業では、公法系の基幹科目・基礎科目でえた知識を前提に
	して、マスメディアの報道や情報公開、個人情報保護、そしてインターネット規制のあり方などを、公法の視点から検討することにする。
税法 1	この授業は、国が行う所得課税に関する実体法(租税債務の金額を決めるルール、主
(2·3年次配当、2単位)	に所得税法と法人税法)と手続法(租税債務の確定および権利救済に関するルール、 主に国税通則法)のうち、特に重要な規定を対象として、これらの構造や基礎にある
	考え方、政策を理解するとともに、ルールをリサーチし読解する力を身に付けること を目標とします。およそ全ての法律行為は、必ず税負担に影響を与えます。したがっ
	て、分野の如何を問わず、法律家にはその認識や予測が求められます。そのため、こ の授業は、ほとんどの法科大学院生にとって、有意義であり必要と考えられる範囲(入
	門的な範囲)を対象としています。税法をさらに深く学ぼうとする皆さんは、この授業を、違法な課税権行使から納税者の権利を護ることのできる法律家となるための第 一歩と位置づけて下さい。専門的・先端的な事項は、税法2に譲ります。
国際法 1 (2·3年次配当、2単位)	国際法 1 (前期) および国際法 2 (後期) をあわせて現代国際法全般を体系的に講義する。国際法 1 では、主として国際法の総論的部分と、国家の地位および国家管轄権、
刑事手続法の現代的課題 1	さらに人的管轄にかかわる領域を取り扱う。 代の刑事手続をめぐる様々な問題のうち、基幹科目では取り上げなかった実務上特に
(3年次配当、2単位)	重要な又は理論的に高度な問題を含む事項を、原則として各回完結の形で取り上げ、 検討する。主として捜査手続に関する事項を中心に扱うが、問題検討に必要である場合には実体法上の問題や立法論にも言及する。
最新刑事判例研究 (3年次配当、2単位)	主として 2005 年および 2006 年中に言い渡された最高裁判所の判決・決定を素材として取り上げ、現在の判例の立場を正確に理解するとともに、これを支持する見解と批
	判する見解との論拠を明らかにし、議論の中で自説を展開できるようにすることを目的とする。
金融担保法 (3年次配当、2単位)	金融担保法の領域においては、立法によって各種の特別法が整備され、近年には基本 法レベルでも重要な法改正が相次いでいる。また、法制度の整備が不十分なところで
	は、実務によって、数々の新たな担保・金融手法が考案されてきた。本講義では、執 行・倒産法制とも関連づけつつこれら立法の動きや実務上の工夫を検討するなかで、
医事法	基礎段階で習得した知識を具体的問題に応用し、より実践的なものにする。 医事法は、医療・医学に関連する法を一つのまとまった法領域と考えるときに観念さ
(3年次配当、2単位)	れる。医事法の外延がどこまで及ぶのかについては一致した理解が成立しているわけではない。こんにち、その内容の重点が、医師資格や医療制度等を規律する医事法制
	よりも、むしろ医療という場における医師・医療機関と患者との関係をめぐって生じ
	る法的問題に存するという点は、広く承認されているといえよう。医療は患者の生命・ 健康といった基本的利益に影響を及ぼす活動であること、医師と患者の間に医療に関
	する知識の大きな格差があること等に基づき、患者の自己決定権という法理学および 憲法学上の議論が医事法において展開されたように、医事法においては、民事訴訟の
	形をとった事件でも、学際的問題点を内包しているものが多い。このような医事法の学際的性格を踏まえて、本講義では、さまざまな性質の、医事事件を対象にした検討
現代商取引法	を行う。 商法第2編「商行為」の規定を中心に、商取引において生じる法律問題を、実務の問
(2·3年次配当、2単位)	題状況に配慮しつつ、検討する(商法第1編「総則」の問題も商取引法の理解に必要
	な限りで取り上げる。なお、保険取引は「保険法」で扱う)。総論として、商取引全般に適用される商法総則の通則と商行為の総則及び売買並びに交互計算・匿名組合の根据と、
	規定を概観したあと、各論として、商行為法に規定された各種の営業と商行為法には 規定されていない現代的な営業について考察する。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻では、自由な討究を促すとともに、専門的研究者としての高度の研究能力を備えた人材を多数輩出している。論文指導は指導教員による個人指導が中心になるが、当専攻には研究者養成のための組織的ノウハウが蓄積されている上に、指導にあたる教員の研究の成果が十分に反映された指導が行われている。法曹養成専攻においては、基礎科目、基幹科目、関連諸科学科目、応用展開法律科目、実務演習科目を、それぞれの位置・性格に応じて、必修科目または選択必修科目として段階的・体系的に配置した、法科大学院の教育目的に相応しいカリキュラムが構成されている。これらの科目の展開は社会からの要請に対応するものともなっており、また科目等履修生、聴講生、研究生を受け入れることによりその要請に対応している。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1)観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況) 法政理論専攻においては、研究者養成を目的とした法政理論専攻の特性に応じて、基本的に少人数

での演習方式の授業形態が採用されている(資料Ⅲ—1)。 そこでは、内外の専門文献の 輪読とそれをもとにした専門 的な討議、データ解析等をお 資料Ⅲ-1 法政理論専攻の授業の実施場所(平成 19 年度) 出典:学生便覧(京都大学大学院法学研究科法政理論専攻・ 研究者コース)(平成 19 年度)」

授 業 実施場所	教室	演習室	担当教員 研究室	合 計
授業数	0	38	10	48

こなっている。各授業について、担当教員名、1 年間の統一テーマ・文献を示す項目・授業の目的、 教科書・参考文献を示したリストが作成され、学 生に示される。具体的な指示、教科書・参考文献、 履修条件等が示された詳細のシラバスが作成され、 学生が履修科目を選択する際の判断材料として供 される(資料III-2)。また、研究指導に関しては、 各専門研究分野および科目ごとに各教員による蓄 積された研究の成果と、研究者養成の手法を活か し、学生に対する指導を行っている(資料Ⅲ一3)。 その一方で、授業時間に限定することなく、指導 教授の研究指導を受ける機会が確保されている。 修士論文については、指導教授による研究指導を 基本としつつ、研究会の場での発表等を通じて、 複数の教員による指導がおこなわれている分野が 多い。博士論文については、これまでは指導教授 による研究指導と、研究会等を通じて実質的な集 団指導がおこなわれていた。平成19年度より、学 位取得を促進・支援するため、学位取得までのプ ロセスを具体的に示した制度(資料Ⅲ-4)を新 たに設けた。修士論文については、提出された論 文を対象に3名の論文審査委員による試問(口頭 試問)がされ、合格した者に対し、修士(法学) の学位が授与される。学位授与の状況は、後掲資 料 $\mathbb{N}-1$ が示すとおりである。

授業	科	Ħ	担	当	教	員	授 業	内	容	施時間	単位	
財政法財政法		究	教岡		忠	生	William D. Andrev Taxation (5d ed. 199 比較研究を行う。 教科書=William D. Income Taxa	9) を講読 Andrews	し、日本法との 『Basic Federal	2	4	
国際法			教後	授田	Œ	彦	国際法の主要な問題 具体的なテーマは開請 教科書=開講時に指定 参考書=適宜指示する	時に示す する。	げて検討する。	2	4	
国際法			教酒	授井	啓	亘	国際法の主要問題を 教科書=開講時に指定 参考書=適宜指示する	ざる。	て検討する。	2	4	
国際相国際相			教位	授田	隆	_	邦語の国際機構法は 検討。 教科書・参考書=なし		要著作の批判的	2	4	
民法 1民法 1		1	教錦	授織	成	史	ドイツ民法に関する を行う。現在は不当和 わが国の学説にも大き ケメラーの論文「利得 ている(Ernst von C und unerlaubte Ha Ernst Rabel. Bd. I,	得の類型 な影響を と不法行き aemmere	論の重要文献で、 与えたフォン・ 別の検討を行っ r. Bereicherung	2	4	
民法 2		2	教松		久	和	und Rolf Stü Aufl., Müncl 動産物権の色 料書類や判例 参考書=山田展『ドイ	ているド当 で動と究でで t / begrü führt von rner, 17., hen, C.H.本 参手 で と を を を を を を を を を を を を を を を を を を	イツの不動産物権の規律を中心る。 ndet von Fritz Jürgen F. Baur neubearbeitete Beck, 1999のみ として、他の教 にする。	2	4	
民法 3民法 8		3	教潮	授見	佳	男	債務不履行に関する 細は、追って掲示等に 教科書・参考書=なし	日独文献より指示	を講読する。詳 する。	2	4	
民法 4 民法 6		4	教山		敬	Ξ	1. Karl Larenz / Ma Teil des Bürgerlich の§3と§4を講読す 2. 1と平行して、良 読し、比較研究をお	en Recht	ts, 9.Aufl. 2004	2	4	

資料Ⅲ一2 法政理論専攻授業科目一覧 (一部)(上図)…出典:学生便覧(京都 大学大学院法学研究科法政理論専攻・研 究者コース)(平成19年度)50~56頁

京都大学法学研究科 分析項目皿

資料Ⅲ一3 法政理論専攻の授業で講読対象として指定されている文献(例)…出典学生便覧(京都大学大学院法学研究科法政理論専攻・研究者コース)(平成19年度)50頁以下

授業科目	担当教員	教科書・参考書等
ローマ法/ローマ法研究	林 教授	V. Arangio-Ruiz et al, Fontes iuris romani anteiustiniani III, Barbera; I. Calavi Limentani, Epigrafia latina, 4ed., Cisalpino
フランス法/ フランス法研究	横山 教授	B.FAUVARQUE-COSSON et S.A. MEKKI, Droit des contrats, D. panorama; F. FLOURM JL. AUBERT et E. SAVAUW, Droit civil, les obligations, 1. l'acte juridique, 12ed.
憲法 1/ 憲法研究	土井 教授	Richard H. Fallon, Jr., The Dynamic Constituion, Cambridge University Press
財政法/ 財政法研究	岡村(忠)教授	William D. Andrews, Basic Federal Income Taxation (5d ed. 1999)
民法 1 / 民法研究 1	錦織 教授	Ernst von Caemmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, Festschrift für Ernst Rabel. Bd. I, S.333-S.401.
民法 2/ 民法研究 2	松岡 教授	Sachenrecht / begründet von Fritz Baur; fortgeführt von Jürgen F. Baur und Rolf Stürner, 17., neubearbeitete Aufl., München, C.H.Beck
商法 1/ 商法研究 1	洲崎 教授	Kübler Assmann, Gesellschaftsrecht, 6. Auflage
日本政治外交史/ 日本政治外交史	伊藤(之)教授	『明治天皇紀』第四・第五(1879年8月から1882年代末)
国際政治経済分析/ 国際政治経済分析研究	鈴木 教授	Jeffrey A. Freiden and David A. Lake ed. International Political Economy (4th ed.)Wadsworth Publishing, 2000
比較政治学/ 比較政治学研究	島田 准教授	Thomas Ertman, Birth of the Leviathan, Building States and Regimes in Medieval and Early Modern Europe, Cambridge, 2004
アメリカ政治/ アメリカ政治研究	待鳥 教授	E.Scott Adler and John S.Lapinski (ed.), The Macropolitics of Congress (Princeton: Princeton University Press, 2006)

資料Ⅲ-4 課程博士号授与・取得促進手続の流れ…平成 18 年 10 月 5 日研究科教授会決定…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成 <math>19 年 6 月) 135 頁

課程博士号授与・取得促進手続きの流れ

(1-1)	博士後期3年次の8	① 博士号授与月の時点で在籍3年以上に達する者
学位申請予備審査請求	月末	② 指導教員承認不要
	[大学院法曹養成専	③ 提出書類
	攻からの進学者に	i)論文の題目
	ついては、2年次8	ii) 論文概要・作成計画書(公表・完成の場合)
	月末も]	はその概要、未完成の場合は現時点での概要と今
		後の見通し等を A4 に 2 枚程度記載)
		iii)資料(公表・完成の場合写しとともに要旨
(1.2)		200字20枚程度、他の場合100枚程度)
(1-2)	9月第1回教授会	① 3名の予備審査委員を選出(指導教員を中心とし
予備審査委員の選出		て事前調整のうえで、研究科長提案により教授会で
		投票によらず決定)
		② 予備審査委員は、論文調査委員となるものとす
		る(したがって、審査委員となりうる資格も同じと
		する)。
(1-3)	10 月第 1 回 (また	① 予備審査委員による教授会への審査報告―口頭
予備審査結果の報	は第2回)教授会	による
告・資格認定ならびに		② 教授会による承認
本人への通知		③ 認定の効果は、申請から1年間
(1-4)	翌年1月第1回教授	① 論文の題目
博士学位論文の提出	会前の月曜日	② 論文
		③ 論文要旨 (例:200字 20枚程度)
		④ その他、申請に必要とされている書類(履歴書、
		論文目録等)
		⑤ 提出論文は、応接室での縦覧に供する
(1-5)	1月第1回教授会	3名の論文調査委員を選出(←1-2〉
論文調査委員の選出		(教授会で投票によらずに決定)
(1-6)		(従前と同様)
口頭試問		
(1-7)	2月第2回教授会	① 論文要旨の事前配布
論 文調 査結果の報		② 論文調査結果の報告については、1200字以内の
告・学位授与の可否に		「審査結果(調査結果)の要旨」を読み上げる
ついての決定		③ 学位授与の可否の投票の方法については、従前
		どおりとする

京都大学法学研究科 分析項目皿

(1-8)	3 月	
学位授与	3 71	
(2-1)	3月末	博士後期課程の在籍期問が3年を超える者(LSか
学位申請予備審査請求		らの進学者については、2年を超える者)、および
		博士後期課程を退学した者のうちで課程博士の学
		位取得の可能性を有するもの。なお、授与月におい
		て在籍3年以上に達する者を含むことができる。
		(1-1)に同じ(以下も同様)
(2-2)	4月第1回教授会	
予備審査委員の選出		
(2-3)	5月第1回教授会	
予備審査結果の報・資		
格認定ならびに本人		
への通知		
(2-4)	6月末	
博士学位論文の提出		
(2-5)	7月第1回教授会	
論文調査委員の選出		
(2-6)		
口頭試問		
(2-7)	9月第1回教授会	
論文調査結果の報・学		
位授与の可否につい		
ての決定		
(2-8)	9 月	9月の教授会で学位授与の決定をしておけば、9月
学位授与		の学位授与が可能

[備考]

- 博士号取得のためのサイクルを、8月末申請~3月授与及び3月末申請~9月授与、の年間2サイクル とする
- 論文提出に先立って、学位申請予備審査制度を設ける。趣旨は、数ヵ月後の論文提出が可能か否かを 判断することとする。
- 予備審査委員と論文調査委員は連動させ、いずれも投票によらずに決定する。予備審査委員は結果を 調査委員は読み上げ方式とする。 口頭報告、
- 申請の効果は、申請月から1年間とする。
- 提出論文は、教授会での回覧方式ではなく、応接室での縦覧方式とする。
- 可否の教授会では、論文の要旨を事前配布の上、1200字以内の審査結果の要旨を読み上げる。可否の 投票は、従前通りとする。
- 模準修業年限未満者に対する博士号授与に関する「特例」は、法政理論専攻規程第7条による本手続が促進策であることに鑑み、現行の「研究内容」年度末提出制度を拡充し、修士課程及後期課程在籍者に毎年度「論文進捗状況」を内容とするA4で1枚程度の書面の提出を求める。 修士課程及び博士
- 平成18年度博士後期課程3年次生または単位認定退学者であって課程博士号取得の可能性を有する者 は、原則、上記 2 サイクルのいずれかで資格認定申請及び論文提出を行うものとするが、なお従前の方法によることもできる。

他方、法曹養成専攻においては、全開講科目について、シラバスが作成されており、そ の内容は、科目の概要、授業形式、授業内容、成績評価方法、リサーチ・ペーパーの有無、 教材、その他の各項目からなる(資料Ⅲ−5)。シラバスは、各年度の初めに学生に配付し ている。学生は、学内LANおよびインターネットを通じてもアクセスが可能である。授業 の形式としては、資料Ⅲ-6が示すように、授業の性質・内容に合わせて、双方向・多方 向形式、講義形式または演習形式が採られている。

資料Ⅲ一5 シラバスの一例…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成19年度) 添付 CD-ROM

〔シラバスの一例:平成19年度 民法総合1〕

シラバス・講義 概要

民法総合1

科目名	民法総合1
担当	山本敬三・佐久間毅

配当年次	2					
開講期	前期	曜時限	月 2	(<u>1</u> 3/777)	月 5	(②クラス)
クラス数	3	単位	2			

概要

民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する規定は、民法総則・債権総則・契約総則・契約各則に点在している。本講義は、それらの規定に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、契約法に関する主要な問題を「契約の成立・当事者・履行・履行障害・終了」というプロセスに編成しなおし、法律問題を解決するための実践的な能力を養うことを目的とする。その際、「民事訴訟実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張を要件事実の観点から構成するための指導もあわせておこなうこととする。

授業形式

双方向・多方向形式

授業内容

1. 契約の締結と合意の瑕疵

契約の成否、内容の確定、その有効性に関する問題は、現実の場面では、しばしば連動したかたちで登場するほか、債務不履行責任や担保責任の前提問題となることが多い。本講義では、契約締結過程で、両当事者の意思ないし期待のあいだに齟齬が生じているケースを題材としながら、契約の成立要件、契約解釈と錯誤・詐欺の問題との交錯問題を取り上げ、それぞれの要件事実をふまえながら、その基礎にある理論問題についての理解を深めることとする。

2. 代理による契約の締結

契約の締結に際しては、当事者だけでなく、代理人など第三者が介在することがしばしばある。そこでは、誰が契約当事者であるか、介在する第三者がどのような権限をもっているかということがまず問題となるが、その前提として代理の法構造を正確に理解していなければ、現実の事案に対処することは不可能である。本講義では、そうした観点から、要件事実をふまえつつ、有権代理、無権代理、表見代理にかかわる問題を的確に処理するための実践的な能力を養うこととする。

3. 契約当事者の確定

学部レベルでの教育では、契約当事者が明確に定まっていることを前提として、法律問題をあつかうことが多い。しかし、現実の場面では、誰が契約当事者かが必ずしもはっきりしない場合が少なくない。本講義では、こうした観点から、預金契約を題材として、契約当事者の確定に関する問題のほか、債権の準占有者に対する弁済にかかわる問題などを総合的に取り上げ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

4. 契約の履行と受領障害

契約の履行過程では、債務者が弁済しようとしても、債権者がそれに協力しないため、弁済が完了しない場合がしばしば発生する。そこでは、債務者の責任のほか、履行コストの負担、その後債務を履行できなくなるリスクのほか、協力しない債権者に対する責任追及など、一連の複雑な問題が発生する。本講義では、こうした受領障害の場面を取り上げ、とくに弁済の提供と受領遅滞をめぐる諸問題を相互に関連づけつつ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

成績評価方法等

筆記試験及び平常点による。

なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教材

教科書:

松岡久和=潮見佳男=山本敬三『民法総合・事例演習』 (有斐閣・2006年)

山本敬三『民法講義 I 総則』(有斐閣・第2版・2005年)

山本敬三『民法講義Ⅳ1契約』 (有斐閣·2005年)

潮見佳男『プラクティクス債権総論』(信山社・第2版・2005年)

参考書:

司法研修所編『問題研究 要件事実』 (法曹会・2003年)

司法研修所編『紛争類型別の要件事実』 (法曹会・1999年)

その他の参考文献については、適宜指示する。

その他

各回の講義では、『民法総合・事例演習』にあげたケースについて、教科書の該当部分ならびに 指定した参考文献をもとに入念な予習をしてきたことを前提として、受講者全員で討議をおこな う。

なお、第一回の講義までに、司法研修所編『問題研究 要件事実』を必ず自習しておくこと。

資料Ⅲ-6 授業の形式:教育課程の概要…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成 19 年度)

教育課程の概要

(4) 授業の形式

各科目の授業は、原則として、週1回90分で行う(基礎科目の一部は4単位科目であり、半期科目の場合週2回、通年科目の場合は週1回の授業が行われる。)。授業の形式は、各科目の特質に応じて、以下に述べる双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が適宜用いられる。

実務選択科目については、実習を中心とする科目が多いことから、授業時間及び形式ともに、各 科目の特質に応じた方法が用いられる。

基礎科目及び基幹科目についてはクラス制がとられるが、その他の科目についても、演習形式の科目など、必要に応じて受講人数の制限が行われる。多くの科目で出席要件((5)出席要件)が課されるので、注意すること。

① 双方向·多方向形式

基礎科目及び基幹科目のすべての授業、また選択科目 1 及び選択科目Ⅱにおいても各科目の特質に応じて用いられる形式である。50 人から 70 人程度のクラスにおいて、学生の予習を前提に、教員が学生に様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業が進められる。学生は、積極的に発言し、教員との間で、あるいは学生相互間での討論を通じて理解を深化させる。

② 講義形式

選択科目I及び選択科目IIの科目のうち、主として基本的な知識の習得を図る科目について用いられる形式である。授業は、教員の講義を中心として進められるが、教員が一方的に話すだけでなく、適宜、質疑応答を交えるなどして理解の深化を図る。双方向・多方向形式との差異は相対的なものに過ぎず、指示された範囲についての予習など、学生の積極的な参加が必要となる。

③ 演習形式

選択科目 I 及び選択科目 II のうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる形式である。授業は 25 人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で進められる。事前に指示されたテーマについて学生がそれぞれ考えをまとめておいて討論する形態だけでなく、学生が自ら選択したテーマについて調査・検討した結果を報告して議論する形態などもありうる。

④ 実務選択科目の授業形式

実務選択科目のうち、エクスターンシップは法律事務所などで研修を行うものであり、リーガル・クリニックは本法科大学院内において法律相談を行う形で実施する。いずれの場合にあっても、専任教員が弁護士の協力の下で指導にあたる。その他の実務選択科目の授業は、いずれも 25 人程度までのクラスにおいて演習形式により実施し、適宜、ロール・プレイの技法などを取り入れ、教育効果の向上を図る。

単位の認定については、法曹養成専攻履修規程第 5 条のとおり定めを置いており、具体的な成績評価においては、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーを除き、100 点を満点とし、60 点以上を合格として、一定の基準に基づいて点数により評価し、各区分に付記した各表記(A+、A、B、C、D、F)を併記している。合格者の成績分布は、受講者が少人数の科目を除き、A+が 5 %程度、A 以上が 25 %程度、B 以上が 60 ~ 80 %とする旨、法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせにより取り決めている。修了認定は成績に基づき、規程に従って厳格に行い、担当教員の講評とともに、受講者が少人数の科目を除き、成績分布を学生に公表している。

TA は、平成 17 年度 14 名、18 年度 9 名、19 年度 11 名が採用された(資料Ⅲ一7)。 助教(助手)は基本的に研究中心の活動を保障しているが、入学試験、学期末試験では補助業務を担当させている。なお、法曹養成専攻の教育支援体制充実のため、教育補助スタッフが新たに採用されている(平成 18 年度は 4 名)(資料Ⅲ—8)。

資料Ⅲ-7 TA採用者数(人)…出典:出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ·資料集(平成 19 年 6 月) 115 頁

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
T A 採 田 粉	専門科目	11	11	7	10
TA採用数	全学共通科目	5	2	2	1

京都大学法学研究科 分析項目Ⅲ

資料Ⅲ一8 資料法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ…出典:京都大学大学院 法学研究科・法学部規程集

法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ

平成17年9月1日研究科教授会決定

- 第1条 法科大学院の教育を補助させるため、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進 学又は編入学した学生を、教務補佐員として採用する。
- 第2条 前条の教務補佐員を法科大学院教育補助スタッフと呼ぶ。
- 第3条 法科大学院教育補助スタッフの総数は 10 名程度とし、1 学年につき 4 名を限度に採用する。
- 第4条 法科大学院教育補助スタッフは、主として成績を基準に法科大学院人事委員会において選考 し、専攻会議に報告する。
- 第5条 法科大学院教育補助スタッフの契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を上限とし、2回を限度に契約を更新することがある。
- 第6条 法科大学院教育補助スタッフの勤務時間は、週あたり 15時間程度とする。
- 第7条 法科大学院教育補助スタッフの職務の管理は、法科大学院長が行う。
- 第8条 法科大学院教育補助スタッフにかかる費用は、京都大学法学部百周年記念基金から支弁する。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、新入生・編入生を対象として、4月に履修指導(主として、単位取得の意味、論文執筆に関する履修規程の内容説明)、各種手続きの説明および図書館の利用ガイダンスを実施している(資料Ⅲ一9)。

資料Ⅲ一9 法政理論専攻 履修指導の概要(平成 19年度) ···出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月) 169頁(事務部

日 程:4月6日

内 容:①本研究科の教育理念・目標の説明

②教育課程、適切な履修及び学修方法の説明

担当者:潮見佳男(教授)

対象者:平成19年度新入生全員

資料Ⅲ-10 法曹養成専攻 履修指導の概要(平成 19年度)出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)169頁

日 程:4月2日

内 容:①本研究科の教育理念・目標の説明

②教育課程、適切な履修及び学修方法の説明

③新司法試験の概要の説明

担当者:山本克己(教授)、山本敬三(教授)、塩見 淳

(教授)

対象者:平成19年度新入生全員

資料Ⅲ—11 法曹養成専攻 開講前集中講座予定表(平成 19 年度)…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ·資料集(平成 19 年 6 月)169~170 頁

平成 19 年度 開講前集中講座予定表【4月3日(火)~5日(木)】

京都大学法科大学院

法学未修者

講義名	日時	場所	担 当	内 容
司法制度 の概要 1 ~ 3	4月3日 (火) 2時限目	法経第九教室	教授	日本の司法制度に関する基礎的な知識の修得を目的とする。裁判所と検察庁の各組織と担い手、弁護士と弁護士会、 法曹養成の仕組み、司法上の手続等について、制度改革の

法情報調 查 1 法情報 截 2	(水)	法科 2階 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	教授	法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。 ※ 以下のようにA~B の2グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。 A:氏名のカナ表記が50音順で「ア」~「セ」の学生B:氏名のカナ表記が50音順で「タ」~「ワ」の学生法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。
判例の読み方	4月5日(木)2時限目		土井教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法学既修者

講義名	日時	場所	担当	内 容
法情報調查2	グループ。AB 8:45-11:15 グループ。CD 9:30-12:00	がループ・AB法科一教室がループ・CD法科二教室※グルルれっかまった行動します。		法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。 ※ 以下のようにA~D の4グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。A:氏名のカナ表記が50音順で「アイ」~「オキ」の学生B:氏名のカナ表記が50音順で「スガ」~「ハヤ」の学生C:氏名のカナ表記が50音順で「スガ」~「ワタ」の学生D:氏名のカナ表記が50音順で「ハラ」~「ワタ」の学生
判例分析 の方法	4月4日 (水) 2時限目	法経第六教室		「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成 に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を 題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法政理論専攻では、学習面での相談・助言は、 主として指導教授によって行われている(資料Ⅲ -12)。他方、法曹養成専攻では、各授業担当教員 がメールアドレスを学生に知らせるとともにオフ ィスアワー(資料Ⅲ-13)を設けて、学生からの 質問等に応じる体制を整えている。また、教務委 員会においては学習相談に対応するとともに成績 不良者の個別呼出しによる助言をも実施している (資料Ⅲ—14)。

法曹養成専攻において、履修登録ができる科目 は、各学期につき 20 単位、各学年につき 36 単位 (最終年次の3年次は、各学期につき22単位、学

資料Ⅲ-12 法学研究科規程第6条(授業科目、 研究指導及び学修方法) …出典:京都大学大学 院法学研究科·法学部規程集

法学研究科規程

第4 授業科目、研究指導及び学修方法 第6条 各専攻における授業科目及び学修方法は、 別に定める。

- 法政理論専攻における研究指導は、別に定 める場合のほか、指導教授が行う。
- 指導教授の決定は、研究科教授会で行う。

資料Ⅲ-13 オフィスアワーに関する 揭示(法曹養成専攻)…出典:大学機関 別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法 学部・法学研究科データ・資料集(平成 19年6月) 171頁

平月	【19年	度前期 法科大约	学院担当研究者教員オフィ	スアワー
胜名	24.6	技術科目	理目及び時間等	研究童所在
無村後失	特別教授	贝事介技事例支管	メールによる受付	技大室(SF北側)
伊藤之雄	教授	日本政治外交更	火曜日18時15分~19時15分	法经本效3强
大石 集	教授	統治の基本検査	水理日午前10:30~12:00	共経本館3階
西村周一	教授	公演教会1	メール又は電腦による受付	共軽本館3階
爾村忠生	教授	税(集1	メール又は電腦による受付	续軽水煎3攤
並井正俊	829	民事製松実務の基礎	メール又は電腦による受付	供疑北坡5雅
川波 昇	教授	経済流1	メール又は電腦による受付	续軽本館3階
北村雅史	- 他接	東京教会1	メール又は電腦による受付	工4号館(LS)3階
木南 数	教授	アメリカ協人	電話による受付	续鞭北坡5雅
東縣 真紀	准数接	贝事法文書作成	メール又は電腦による受付	集級報告研究排列
酒井啓夏	825	国際 法1	メール又は電腦による受付	工4号館(LS)3階
#e ■	教授	刑事法数会2	メール文による受付	工4号館(LS)3階
佐久間線	数接	計畫由の基礎1 計画数表1 計畫由文書表成	別職員12時-13時(長級総合1) 金額員12時-13時(財産法の基礎1) たが、単数に予約すること	共經北坡5階
美田高 章	816	医原明线1	メール又は電腦による受付	共經北坡5階
雅思 津	教授	刑事法数会1	永曜日15時~16時	法赶北郊4雅
芝油業一	教授	公流動会1	メール又は電腦による受付	供軽水煎3強
清水正實	特別教授	风事弁技事例演習	メール又は電腦による受付	技大童(SF北側)
洲稗排史	教授	表法数会1	火曜日14時45分~15時15分	沈経本放策5演習
营 染部真裕	准整接	公法裁合3	メール又は電腦による受付	供軽本館3階
高木 先	数接	公流数会1 行政教済法の現代的課題	メールによる受付	续额水煎3%
真山佳余子	数接	刑事法数会1	メール又は電腦による受付	集藝教会研究排印
中国独明	教授	伝統中国の法と教料	メール又は電話による受付	供额数会研究排列
土井真 一	教授	公旗総合3	月曜日17時~10時	沈経本館3階
第 回和章	829	倒在松板:(1	メール又は電腦による受付	续軽水煎3攤
長期飲経	特別教授	利事新松業殊の基礎 利事進法性論裁判例研究	木曜日10時30分~12時、15時~18時 及びメール又は電腦による受付	技大宣(GF南側)
中国现象	教授	見事新松実務の基礎	金曜日14時~15時	法经主席4階
中西東	教授	EUS	メール又は電腦による受付	集級北韓3雅

年につき 40 単位)を上限と している。いずれの場

合も、そこには再履修する 科目の単位数が算入される。 授業時間割は必修科目が各 曜日に2科目以下となるよ うに編成している(資料Ⅲ —15)。 資料Ⅲ—14 成績不良者に対する学習指導の例…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月)171~172 頁

平成 17 年 10 月に、教務委員会において、同年度前期までの学業成績に照らして適切な学習指導が必要と思われる者(12 名:3 年生3 名、2 年生7名、1 年生2名)を特定した上、事務室を通じて呼び出し、教務委員6名が2名ずつ分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行った。

○ 対象者: 平成 17 年前期までの学業成績が平均点でC評価以下の者のうち、3 年生については全員を、1・2 年生についてはA評価が 1 科目以上又はB評価が 2 科目以上含まれている者以外を対象とした(ただし、2 年生のうち、基幹科目の全てについてC評価以下の者は、A評価が 1 科目以上又はB評価が 2 科目以上含まれている場合であっても対象とした)。

資料Ⅲ—15 授業時間割…出典:京都大学法科大学院 便覧・シラバス (平成 19 年度前期)添付 CD-ROM

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
	経済法1	刑事法総合 2 -② 民法総合 1 -① 民法総合 1 -③ 民法総合 1 -③ 民事弁護実務演習 ⑨	現代契約法	財産法の基礎 1 公法総合 3 -① 公法総合 3 -② 公法総合 3 -③ 刑事制度論	刑事法総合2-③ 民法総合1-② 民事弁護実務演習⑤ 経済法事例演習
人	民事弁護実務演習⑥ E U 法	公法総合 1 - ③	商法総合1-② 商法総合1-③	民事弁護実務演習④ 日本政治外交史 知的財産法1 倒産処理法1	民事弁護実務演習① 民事弁護実務演習② 税法 1
水	民事弁護実務演習⑦ 社会保障法	刑事法総合1-① 刑事法総合1-② 刑事法総合1-③ 西洋法史 行政教済法の現代的課題	刑事訴訟実務の基礎② 刑事訴訟実務の基礎③	国際法 1	フランス法 刑事違法性論裁判例研究 国際私法 1 特許法事例演習
木		民事訴訟法総合 2 刑事法総合演習		環境政策と法(隔週) M&A法制(隔週) 企業法務1(隔週)	知的財産法事例演習② M&A法制(隔週) 企業法務1(隔週)
	現代商取引法 労働法事例演習①	民法総合 3 -① 民法総合 3 -③ 民事訴訟実務の基礎① 民事訴訟実務の基礎② 民事訴訟実務の基礎③	法律家のための経済学 入門 労働法 1	刑法の基礎 民事弁護実務演習® 環境法 刑事手続法の現代的課題1 金融サービス規制法 (隔週)	民法総合3-② 法の経済分析 金融サービス規制法 (隔週) 商事取引法事例演習
±.	土曜日に開講される [。] 民事法文書作成 刑事弁護の実務	科目			
集中	国際法特講※後期 国際取引法 信託法 税法事例演習	科目として取り扱う。			
	6 時限目は補講時間に - ガルクリニック、	こなります。			

法学部図書室及び国際法政文献資料センターでは、研究・教育に必要な、和書、洋書、和雑誌、洋雑誌及び内外の判例集・法令集が系統的に収集され、教員及び学生に利用可能な環境が整えられている。法学部図書室の蔵書については、法学研究科図書委員会が教員の選書を集約することを通じて、常に充実を心がけている。法学部図書室及び国際法政文献センターの蔵書の量と質は、日本の法学・政治学系の大学図書館としては、有数のものである。

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、各研究室内で個人専用の1人1机を確保している。共同研究室を利用する時間帯についても、特別の制限は設けていない。図書室および配架図書の利用面でも、相当の便宜を図っている(資料Ⅲ−16)。

京都大学法学研究科 分析項目Ⅲ

法曹養成専攻には、学生の専用自習スペースとして学習室、自習室(北)・(南)が設け られ、実質的な学生定員 460 名 (1 年次生 60 名 (法学未修者) + 2 · 3 年次 200 名×2) を超える総計 486 席のキャレル・デスクが用意されている(資料Ⅲ—17)。開室時間は、原 則として、午前9時~午後11時45分(土曜、日曜、祝日等は午前9時~午後10時)であ る。学習室・自習室には無線 LAN が敷設されており、インターネットによる情報検索も可 能である。また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室(定員20名前 後)が9室設置されており、学

生は自主的な勉強会などのため にこれを利用できる。法曹 養成専攻学習室内には、同専攻 の学生が自習を進める上で必要 な、判例集、雑誌及び基本図書 が、開架形式で配架され、充実 が図られている。

外国人留学生への学習支援と して留学生相談室を設置し、留 学生の学生生活全般に係わる相 談を担当する専任講師を配置し ている。また、チューター制度 に基づき、外国人留学生に対し 資料Ⅲ-17 チューター採用者数…出典:大学機関別認 証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科デー タ・資料集 (平成 19年6月) 180 頁

		支援対象留学生			
		学部 (学部学生・	大学院(大学院生・		
		特別聴講学生)	研究生)		
平成	前期	6	13		
17年度	後期	3	11		
平成	前期	3	11		
18 年度	後期	4	13		
平成	前期	5	15		
19 年度	後期	2	20		

て専門的な学習・生活の援助などを行っている(資料Ⅲ-17)。

資料Ⅲ—16 京都大学法学部図書利用規程…出典:京都大学大学院法政理論専攻便覧(平成 19年度)79頁、法科大学院便覧・シラバス21頁[最新改正を踏まえて修正]

京都大学法学部図書規程

(昭和16年6月11日制定) (中略)

(平成 19年 3月 15日改正)

第1章 通 則

(図書の利用資格)

法学部所属の図書は、この規程の定めるところにより何人も利用することができる。

法学部所属の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

- 1. 大学院法学研究科の教授、准教授、専任講師及び非常勤講師、法学部非常勤講師並びに法科 大学院特別教授·准教授
- 2. 大学院法学研究科の助教、学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
- 3. 大学院法学研究科・法学部の元教授・助教授・准教授
- 4. 大学院法学研究科の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者及び附属法政実務交流セン ター客員研究員
- 5. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生6. 大学院法学研究科以外の本学教員(助手を除く)
- 7. 大学院法学研究科以外の本学大学院学生
- 8. 法学部以外の本学学部学生
- 9. 本学職員及び本学助手
- 10. 学外者で、所属機関の長の依頼状を提出し図書主任の許可を得た者、その他特に図書主任 の許可を得た者
- 11. 第1号から第10号に該当しない者

第2章 図書の貸出

第 9 条 (大学院法学研究科・法学部関係者の借受冊数・期間)

大学院法学研究科・法学部関係者が借り受けることができる一般図書(雑誌類を除く)及び特別 図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。 0 4 11 4

1. 教授、作教授及び导仕講師	3	00 冊以內	2年以內
2. 非常勤講師及び法科大学院特別教授・准教授		30冊以内	1年以内
3. 助教及び法学研究科学生(法曹養成専攻を除く)	1	00冊以内	1年以内
3の2. 法学研究科学生(法曹養成専攻)		20冊以内	2週間以内
4. 研修員		50冊以内	6月以内
5. 研究生		30冊以内	6 月以内
6. 法学研究科の科目等履修生及び聴講生		10冊以内	3月以内
7. 元教授・助教授・准教授		50冊以内	6月以内

8. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生 9. 招へい外国人学者及び招へい外国人共同研究者

10. 附属法政実務交流センター客員研究員

11. 職員及び助手

5 冊以内 1 週間以内

50冊以内 6月以内

6月以内 30冊以内 10冊以内 1月以内

資料Ⅲ-17 法曹養成専攻学習室利用規程…「法科大学院便覧・シラバス」30頁

法曹養成専攻学習室利用規程

平成16年2月19日制定 平成16年7月8日改正 平成17年12月1日改正

第1条(管理)

法曹養成専攻学習室(以下「学習室」という。)は、大学院法学研究科が管理する。 大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任(以下「施設主任」という。) に, 学習室の管理の実施を委ねる。

第2条(入室・利用)

学習室に入室できる者は、法学研究科の教員及び法曹養成専攻の学生とする。

法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の目からその後の最初の5 月末日までの間, 法曹養成専攻の学生とみなす。

法曹養成専攻の学生は, 学習室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条(図書)

学習室を利用する法曹養成専攻の学生(以下「利用者」という。)は、学習室に備え置かれた 図書(以下「図書」という。)を閲覧することができる。

利用者は、学習室外に図書を帯出してはならない。

利用者は、学習に必要な範囲内で、学習室に設置された複写機を用いて、図書を複写すること ができる。ただし、複写に係る著作権については、利用者が一切の責任を負う。

第4条 (コンピュータ)

利用者は、学習室に設置されたパーソナル・コンピュータを利用できるほか、学習室にノート 型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。

パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第5条(休室)

学習室の休室日は次のとおりとする。

- 1. 12月28日より翌年1月5日まで
- 2. その他,施設主任が指定する日

第6条(開室時間)

学習室は午前9時に開き午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝 日(国民祝日に関する法律で定める休日を含む),並びに授業休止期間中の平日のうち施 設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第7条(図書の紛失等)

図書を汚損、破損等した者は、ただちにその旨を図書主任に届け出なければならない。 図書主任は、図書を汚損、破損等した者に対して、代本の提供その他の適当な措置を求めるこ とができる。

第8条 (規程違反に対する措置)

施設主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をと ることができる。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻では、論文指導は指導教員による個人指導が中心になるが、当専 攻には研究者養成のための組織的ノウハウが蓄積されている上に、指導にあたる教員の研 究の成果が十分に反映された指導が行われている。課程博士の取得を促すため、平成 18 年度末から学位申請予備審査制度を核とする課程博士号授与・取得促進策を実施し、より 系統的な仕方で論文指導を行う体制の整備に努めている。また、法曹養成専攻においては、 講義、演習、双方向多方向形式といった種々の形式で、しかも高い水準の研究を反映した 授業として展開されている。成績評価や修了判定は、学生にも周知された所定の基準に基 づき、厳格に実施されており、成績評価の正確性を期するために、成績分布も学生に公表 している。法政理論専攻及び法曹養成専攻ともに、年度初めの履修指導は適切に機能して おり、また研究や学習に関する相談も、それぞれに相応しい形で適切に実施されている。 学生の自主学習に対する配慮は、法政理論専攻では共同研究室を用意し、また法曹養成専 攻では学習室・自習室を用意することで、十分に行われている。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1)観点ごとの分析

学生が身に付けた学力や資質・能力 観点

(観点に係る状況) 法政理論専攻における修士・博士の学位授与者数は、資料Ⅳ—1に示 すとおりである(なお、修士号取得者が減ったのは、公共政策大学院の設置に伴い、国際 公共政策専攻の入学者募集が平成 17 年度をもって終了し、同専攻の学生の多くが平成 18 年度まに修了したため)。

法曹養成専攻修了者数(資料IV-2)と新司法試験合格者数(資料IV-3)も資料に示 すとおりであり、新司法試験の 結果と学内成績との間に一定の 相関関係があることも部内調査

により把握できている。

修了生や、就職先等の関係者 からの意見聴取を組織的に実施 したことはない。

資料Ⅳ-2 法曹養成専攻修了 者数…出典:大学機関別認証評 価 自己評価書 〔付属資料〕法 学部・法学研究科データ・資料集 (平成19年6月)164頁

年 度	修了者数
平成 17	134
平成 18	189

資料 IV — 1 学位授与状况…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資 料集(平成19年6月)164頁に平成19年度のデータを 追加

区 分		修士		博士	
		· ·	課程	論 文	計
	平成 7	63	5	2	7
	平成 8	63	1	7	8
	平成 9	60	6	3	9
授	平成 10	54	0	4	4
	平成 11	46	8	6	14
与	平成 12	68	2	6	8
	平成 13	64	3	9	12
年	平成 14	64	2	5	7
	平成 15	57	6	9	15
度	平成 16	63	5	5	10
	平成 17	41	5	2	7
	平成 18	46	3	7	10
	平成 19	15	11	2	13

資料IV-3 京都大学法学部在学生・卒業生並びに京都大学法科大学院修了者の司法試験合格者数 (() 内は合格者総数、[] 内は法科大学院在学者の旧司法試験合格者数)出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平 成 19 年 6 月) 164 頁に平成 19 年度のデータを追加

	(旧) 司法試験合格者数		新司法試験) 会格者数	備考
平成 11 (1999)	112	(1000)			
平成 12 (2000)	108	(994)			
平成 13 (2001)	90	(990)			
平成 14 (2002)	110	(1183)			
平成 15 (2003)	116	(1170)			
平成 16 (2004)	147 [13]	(1483)			法科大学院設立
平成 17 (2005)	116 [11]	(1464)			
平成 18 (2006)	43 [2]	(549)	87	(1009)	新司法試験開始
平成 19 (2007)	25 [1]	(248)	135	(1851)	

学業の成果に関する学生の評価 観点

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、授業評価を実施していない。

法曹養成専攻については、すべての授業について学生による授業評価を実施し、FD に活 かすとともに、個々の担当教員にもその内容を通知し、教育効果を高めることにつなげて いる(資料Ⅳ-4)。

資料IV-4 教育内容の改善措置…出典:法科大学院認証評価(予備評価)自己評価書/京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(平成18年6月)74~75頁

教育内容の改善措置

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、次のように組織的かつ継続的に行われている。

- (1) 法曹養成専攻内に教務委員会が設置され、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。
- (2) 教育内容及び方法の改善を図るための最終意思決定機関である法曹養成専攻会議での意見 交換に加えて、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な情報交換の場として、学期ごと に法科大学院教員懇談会が開催されている。これらの専攻会議及び教員懇談会には、毎回、法科 大学院教員のほとんどが出席している。
- (3) 科目担当者が授業の改善を図ること等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施し、調査結果は、科目担当者のほか、法曹養成専攻長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、教務委員会は、定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、学内に「意見書・要望書ボックス」(いわば目安箱)を置いており、また、教員のオフィスアワーの制度が設けられており、また、多くの教員がメールアドレスを学生に知らせているので、学生が随時要望を寄せることができるようになっている。さらに、エクスターンシップについては、派遣先の法律事務所を対象にアンケートをとることによって、内容の充実・改善に役立てている。

(4) 本研究科では、平成5年に部局自己点検・評価委員会を設置し、毎年、研究・教育活動の 点検と研究・教育組織の実態を調査し、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、本研究科の 現状と問題点を明らかにしてきた。直近のものは、平成17年12月に発行した『京都大学大学院 法学研究科・法学部自己点検・評価報告書第7号』であり、法科大学院に関しても詳細な自己 点検・評価が実施されている。

また、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。

- (5) 教育内容や方法の改善を図るために、講演会、研修等が随時開催されており、とりわけ、 法科大学院等専門職大学院形成支援(平成18年度は、教育推進)プログラムに基づく「実践的理 論教育高度化プロジェクト」の一環として、外国大学等における教育の内容及び方法を調査する ため、外国から研究者や実務家を招いて講演会を開催している。
- (6)以上のほか、本法科大学院の多くの教員が、全国の法科大学院で標準的に用いられている とみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆にあたっており、教員がその教材を授業で用い ることにより、教育内容・方法と教材の充実と改善を図っている。

また、全国的な共同研究会の組織的参加の例として、法科大学院等専門職大学院形成支援(平成18 年度は、教育推進)プログラム)に基づく「実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト」(10 大学共同プロジェクト)について京都大学が申請代表校となっていることが挙げられ、このプロジェクトでは、本法科大学院の6名の教授(ただし、うち1名は平成17年9月30日に退職して他大学に転出)が事業推進担当者として参加し、実務基礎教育の在り方に関する調査・研究を継続的・組織的に実施している。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻においては、学生が執筆した論文の水準も高く、全国の大学への研究者の供給という点で十分な成果を上げている。法曹養成専攻の学生も、第1期生は全員が留年せずに修了しているうえに、学生の意見聴取による授業への満足度という点でも、おおむね良好な結果を得ている。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1)観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況) 法政理論専攻の学生は、論文を執筆の上、本研究科その他の大学教員

京都大学法学研究科 分析項目 V

となるか、研究機関に就職するものが大半である(資料 $\mathbb{N}-5$)。法曹養成専攻の学生は、修了後に新司法試験を受けて、実務法曹へ育っていくものが大半である(資料 $\mathbb{N}-6$)。

資料IV-5 博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 166~167 頁に平成 19 年度のデータを追加

年度	就職先等	人数	備 考
平成 16 年度	法学研究科助手	7	
	他大学	4	姬路獨協大学法学部専任講師、京都産業大学法学部専任講師、関 西大学法学部専任講師、名城大学法学部専任講師
	その他	4	弁護士、日本学術振興会特別研究員、京都大学研修員2名
平成 17 年度	法学研究科助手	8	
	他大学	2	岡山大学法学部助教授、愛媛大学法文学部講師
	その他	1	著述業
平成 18 年度	法学研究科助教	2	
	他大学	2	関西大学法学部専任講師、九州大学大学院法学研究科准教授
	その他	2	未定
平成 19 年度	法学研究科助教	9	
	他大学	4	神戸市外国語大学外国語学部専任講師、大阪大学大学院法学研究 科准教授、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科専任講師、姫 路獨協大学法学部専任講師
	その他	9	学術創成研究員 4 名、留学 2 名、帰国 2 名、法律事務所就職

※なお、上記以外に、博士後期課程の途中で他大学教員に採用された者が、平成17年度に1名(名城 大学法学部専任講師)、平成19年度に2名(小樽商科大学准教授、玉川大学文学部助教)であった。

資料IV-6 法曹養成専攻進路状況出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 167 頁に平成 19 年度のデータを追加

年 度	就 職 先 等	人数
	法学研究科助手	2
	博士後期課程進学	6
平成 17 年度	司法修習	3
	新司法試験準備	122
	その他	1
	法学研究科助教	1
平成 18 年度	博士後期課程進学	1
十八 10 十尺	司法修習	1
	新司法試験準備	186
	法学研究科助教	3
	博士後期課程進学	3
平成 19 年度	司法修習	0
	新司法試験準備	182
	その他	3

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況) 法政理論専攻においては、企業講演会の開催や、同窓会(有信会総会)などの機会を通じて外部関係者の意見聴取に努めている。大学院から他大学の教員として継続的に人材を輩出していることは、本研究科の教育が学界や高等研究機関から高い評価を受けていることを示している。なお、法曹養成専攻は、二期目の修了者を出したところであり、関係者からの意見聴取を組織的に実施するまでには至っていない。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻の修了生は主に研究者として活躍しており、また法曹養成専攻の 修了生もその多数が新司法試験に合格し、実務法曹としての活躍が見込まれることから、 本研究科の教育の成果は十分に上がっていると思われる。

Ⅲ 質の向上度の判断

① 事例3「法曹養成専攻における教育内容・方法改善の取り組み」(分析項目 I)

(質の向上があったと判断する取組) 法曹養成専攻において、学生アンケートの実施や意見書・要望書ボックスの設置などと、それらを踏まえた FD 活動により、教育内容・方法の改善に向けての取り組みを行っていることから、質の向上があったと判断できる。

② 事例 2 「理論と実務を架橋する法学専門教育の実施体制」(分析項目 II)

(質の向上があったと判断する取組) 研究者養成と高度専門職業人養成の制度を併存させるという本研究科の取り組みは、とくに法曹養成専攻において、質・量の上で適した担当教員を配置した上で、理論と実務を架橋する諸科目を系統的に設置している点で、質の向上があったと判断できる。

③ 事例3「課程博士号授与・取得促進制度の新設」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組) 本制度の設置により、博士論文作成に向けて複数 教員による系統的・段階的な指導が可能になるとともに、大学院生に博士論文完成までの 過程に明確な道筋を示すこともでき、具体的な成果にもつながっており、質の向上があっ たと判断できる。